

令和5年6月12日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	21番	川口	誠二
10番	川口	堅志	22番	橋本	正敏
11番	田中	栄一			

2. 欠席議員

20番 栗山 徹雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	牛島	新五
事務局 参事 補佐 兼 次長	樋口	安澄
書 記	中島	知子
書 記	深野	晃弘
書 記	田中	浩章

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	松尾	一秋
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	馬場	浩義
市	民	牛島	憲治
健	康	坂田	智子
建	設	若杉	信嘉
教	育	平	武文
総	務	秋山	勲
人	事	丸山	隆
財	政	田中	和己
観	光	荒川	真美
企	業	橋本	秀樹
市	民	溝上	啓之
子	育	末崎	聡
健	康	末廣	英子
介	護	樋口	久美子
建	設	轟	研作
農	業	松藤	洋治
林	業	月足	和憲
第	一	木村	孝
第	二	堤	辰幸
教	育	鶴	拓也
黒	木	松本	伸一
上	陽	石橋	武

議事日程第2号

令和5年6月12日（月） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 三角真弓議員
- 2 坂本治郎議員
- 3 久間寿紀議員
- 4 牛島孝之議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。

お知らせします。三角真弓議員、久間寿紀議員、牛島孝之議員の要求資料をタブレットに配信いたしております。

なお、栗山徹雄議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定により、タブレットに配信いたしておりますので、御了承をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。18番三角真弓議員の質問を許します。

○18番（三角真弓君）

皆様おはようございます。公明党の三角真弓でございます。4月の統一選後、初の定例会での一般質問でトップバッターでございます。最後まで御清聴よろしく願いいたします。

では、さきの通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。

初めに、地域包括ケアシステムの進捗状況についてであります。

この制度は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう医療、介護、住まい、生活支援、介護予防を包括的に確保する体制を推進し、地域共生社会の実現に向けた基盤とするものであります。私は今回の選挙戦で広大な地域を回らせていただき、市民の皆様の実情を目の当たりにし、数多くの声を伺ってまいりました。私自身、この質問は過去に数回行ってまいりましたが、市民の皆様の安全と安心な暮らしの政策がまだまだ実現されていないことを痛感し、今回も質問をさせていただきます。

具体的には1つに地域包括ケアシステムの現状と課題は、2つに誰一人も置き去りにしないというSDGsの理念をどのように取り入れ具体的に組み込んでこられたのか、3つに八女市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に向けてはどのような視点に立って計画を進めていかれるのか、以上3点についてお尋ねをいたします。

次に、地域の中核医療機関としての公立八女総合病院についてであります。

公立八女総合病院の理念に、「心のかよった医療を提供し、安心して暮らせる地域づくりに貢献します」とうたわれております。また、目指す医療としては、1、連携と地域包括ケアシステムの構築、保健・医療・介護・福祉との連携を強化し、地域包括ケアシステムの構築を目指します、2、救急医療と信頼、救急医療の充実を図り、信頼される病院を目指します、3、医療の発展への貢献、臨床研修体制の充実に取り組、医療の発展に貢献します、以上3点が掲げられております。ここにも地域包括ケアシステムの構築がうたわれております。八女・筑後医療圏の中核を担う公立八女総合病院の役割は住民の健康と命を守るためにも住民からも期待されていると思われまます。病院の理念にのっとりその解決に向けての具体的な取組についてお尋ねをいたします。

あとは質問席より質問させていただきます。明確なる答弁をよろしく願いいたします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。18番三角真弓議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、地域包括ケアシステムの進捗状況についてでございます。

まず1番目に、現状と課題はという御質問でございます。

本市では、旧市町村単位を日常生活圏域に位置づけ、その圏域ごとに地域包括センターを設置するとともに、生活支援コーディネーターを配置し、それぞれ連携しながら、地域包括ケアシステムを構築してきました。

具体的には、地域ケア会議において、ケアマネジメントの個別のケースを分析することや、地域の様々な関係団体と連携することにより、地域の課題や生活支援ニーズ等を把握するとともに、その解決に向けた協議を行い、必要なサービスの創出に努めているところでございます。

今後も地域の各種団体とネットワーク化を図りながら、地域包括ケアシステムのさらなる

深化・推進を目指します。

次に、SDGsの理念を取り入れた具体的な取組はどうかという御質問でございます。

本市では、全ての高齢者ができる限り健康に暮らせるよう、また、介護や生活支援が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心に地域の関係団体等と連携して地域づくりを行いながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

次に、八女市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に向けての視点はというお尋ねでございます。

八女市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画は、令和6年度から令和8年度までの計画であり、本年度が計画策定の年となっております。

本市では、今後、国から示される介護保険事業計画の基本方針に沿って、介護保険事業計画策定委員会で検討しながら計画策定を行ってまいります。

次に、地域の中核医療機関としての公立八女総合病院についてでございます。

まず、地域の中核医療機関として、今後の公立八女総合病院のあり方をどう考えてあるのかという御質問でございます。

公立八女総合病院は現在も、また将来においても八女・筑後医療圏の中核を担う救急医療機関であるとともに、僻地を含む地域医療の支援病院として重要な役割を有していると認識をしております。

以上、御答弁申し上げます。

○18番（三角真弓君）

最初に、市長にお尋ねをいたします。

明年、住民サービスの拠点となる新庁舎が完成をいたします。本市の中心拠点として市民の皆様へのサービスが図られ、八女市のどこに住んでいても全てのサービスが行き渡り生活の向上に期していくものと確信をいたしております。合併後14年目を迎え、その間の市長の激務はいかばかりだったのか計り知れないと痛感をしております。合併の難しさは何といてもそれぞれに存続してきた地域を一体化すること、並大抵ではなかったと思われま。

そこで、通告でも申しましたとおり、私自身、今回の選挙戦で広大な八女市を回り、改めて多くの課題を実感してまいりました。特に急がなければならない課題の一つは、今回の質問に出しております地域包括ケアシステムの構築だと考えられます。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことのできる施策の実現です。トップリーダーである市長としてはこのことをどのように考えておられるのか、現状をどう捉えておられるのか、八女市の第5次八女市総合計画の中にも明確にうたわれている課題であります。そういう高齢者の実態としての地域包括ケアシステム、今の現状を市長としてはどのようにお考えなの

か、最初にお尋ねをいたします。

○市長（三田村統之君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、市町村合併して15年を迎えることとなります。この間、様々な課題を議会の皆さん方、そして、各種団体の皆さん方の御協力をいただいて今日を迎えることができました。ただ、新たにこれからの様々な課題に私たちは直面をいたしております。それは議員がおっしゃるように、地域包括センター、地域包括システムをこれからどうさらに強固なものにしていくのか、このことが大きな課題でもありますし、また、少子高齢化等もございます。様々な課題の中で、その中山間地の高齢者の行政区、こういうところがこれから年々増加してくるわけございまして、そういう地域に住む高齢者の皆さん方が安心して健康で、そして、地域の皆さんとの絆をしっかりと持ちながら、残された人生を明るく楽しく健康で過ごしていく、このことが何よりも今日の行政の責任であると考えておりました、今後さらにこの点につきましては、議員おっしゃるように、新たな計画を策定しながら、しっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げますと同時に、また、議員の様々な思いや施策を私ども行政にも御支援をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

令和3年度に八女市は高齢化人口がピークを迎えております。本当に今から2040年に向けてどのような政策をやっていたら、一人一人の高齢者の皆さん、高齢者に限らず市民の皆様様の暮らしが向上していくのか、そういうことは本当に合併をしてこの14年間様々な地域に行き、今回改めて実感をいたしたところでございます。一言に地域包括ケアシステムをつくり上げるといことは非常に大変な課題だとは思っております。しかし、この住み慣れた地域で高齢者の皆さんが安心して暮らせる、そういうことを考えたときに、この広大な八女市のそれぞれの地域では大変御苦労をなさってある高齢者の方がいらっしゃいます。そういったお一人お一人にどう向き合っていくのか、これが今の八女市の大きな課題ではないかと思っております。特にこの地域包括ケアシステムという言葉がうたわれたのは、介護保険ができたのが平成12年からでございます。3年ごとに見直しをされますけど、6期目の介護保険の事業計画よりこの地域包括ケアシステムという言葉が使われるようになりました。介護保険ができて8期、令和5年度が終了すれば24年間が過ぎることになります。その間基準額もだんだんと3年ごとに見直しをされ現在では6千円まで上がってきております。そういう中で、部長にお尋ねをしたいと思っております。

この地域包括ケアシステムをつくる——このシステムを市民の皆様のために生かしていく

ためには1つの課では無理です。福祉課、健康推進課、介護長寿課、社会福祉協議会、そういういろんなところの人たちの力を借りて縦割りではない横割りの政策をやっていかなければ、このシステムづくりには到底届かないと思っております。特にSDGsの推進ということを私も通告では言いましたけれども、誰一人も置き去りにしないということは簡単なようですけど、とても大変なことだと思っております。この17の持続可能な開発目標の中でも、特に地域包括ケアシステムの中には5つの項目が含まれております。まず貧困をなくそう、飢餓をゼロに、全ての人に健康と福祉を、住み続けられるまちづくりを、そして、パートナーシップで目標を達成しようとする5つのSDGsの項目が示されております。そういうことを鑑みた場合、部長としてここ数年間指揮を取られる中で、いろんなそういう課をまた行政の中で地域包括ケアシステムをつくっていく中でどのような努力をされ、また、今どのような課題があるのか、どう考えておられるのかをお尋ねします。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

議員今おっしゃったように、SDGs誰一人取り残さないということで地域包括ケアシステムをずっと進めてまいってきております。今現在、旧市町村単位での日常生活圏域ということで一番身近なところで小地域ケア会議、それから、旧市町村単位のケア会議、それから、全体を含む地域包括ケア推進支援会議ということで断続的に行いながら、それぞれのケース、それから、地域の課題、それと市全体の課題に取り組んでいただいているところでございます。努力ということでございますが、やはり議員おっしゃられるように、非常に広大な地域、それから、各地域でかなり差がやはりあるかと思われまして。そのところを各地域でのまずは話の中で、それから、それに対する対応ということが必要となってくると思っておりますので、それぞれの地域でそれを検討する中で、それぞれのケース対応、それから、地域の課題に向けた解決ということで取り組んでいただいているところでございます。

ただ、今後の課題としましても、やはり高齢化どんどんと進んでおりますし、地域の実情としては厳しい状況になっているかと思っておりますので、今度はそれに向けた軌道修正も必要になってくると思っております。そういったところをしっかりと丁寧にそれぞれの会議なり相談を受ける中で拾い上げながら、そこをどうしていくのかというのをまたつくっていくことが課題かと思っております。

○18番（三角真弓君）

今おっしゃるように、現場を見たときにそれぞれの地域の課題というのはそれぞれに違いもありますけれども、統一的に進めていかななくてはならない課題もたくさんあるかと思っております。この地域包括ケアシステムというものができれば本当に八女市の住民の幸福度がどれだけ上がるのかということを私も実感をしていただいておりますけれども、その中で細やかに

この制度自体が分かれております。

最初に医療についてですけど、毎回、介護保険の計画、ちょっとこれは八女市高齢者福祉計画、今現在第8期です。あと1年間で8期が終わりますけれども、長いので、8期とか7期とかと省略をして質問させていただきたいと思っております。

最初に持ってきてあるのが医療ですね、医療についてですけど、生命を維持し守る、医療というのは一番やはり大事なことだと思いますけど、八女市のどこに住んでいても急性期や回復期、そして、慢性期の方たちの医療、そして、かかりつけ医や地域の連携の病院、どこに住んでいても病気になったときにそういう医療の施しができるのか、この医療について今の現状はどのようになっているのか、最初にお尋ねをいたします。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

お答えいたします。

現在、一例ではございますが、在宅医療介護連携の推進を図っております。これは筑後市、広川及び八女筑後医師会と協議を重ねまして、在宅医療介護連携推進事業を展開しております。内容としましては、連携、顔の見える関係づくりとしまして、多職種連携の推進会議、また、専門の方が医療、福祉、介護それぞれいらっしゃいますので、そういった方々の意見を交換しながら従事者資質向上に努めております。医療介護従事者の、例えば、みとりケアですとか緩和ケア等の研修会の開催も実施しているところでございます。

以上でございます。

○18番（三角真弓君）

今からは医療と介護は一体化と国は方向を目指しております。

次に、介護についてでありますけど、皆様の下に今回、介護長寿課のほうより資料を出していただいております。これは各旧八女市、そして、旧八女郡、今、地域包括支援センターの相談件数を出してもらっております。旧八女市においては医療法人社団慶仁会川崎病院に委託をされており、旧八女郡では筑水会に委託をされていると認識をいたしております。この地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口として設置をされていると認識をいたしております。そして、8期の計画がつけられた時点において地域包括支援センターということに対する市民の認識度というのは43%と書かれておりますけれども、ほとんど地域包括支援センターというのは何でしょうかという市民の声は結構ございました。

そういった中で、どれだけの相談を受けているのかということで、今回、議員の皆さんのタブレットにもその資料が送信されているかと思いましたがけれども、非常に件数が少ないと思っております。これは高齢者の総合相談窓口であれば対象者は65歳以上の高齢者と見ていいと思います。そうなった場合にそれぞれの旧八女、立花、黒木、上陽、矢部、星野、ここにいらっしゃるそのセンター長、管理者を中心とするメンバーの方が旧八女市が11人、立花

4人、黒木5人、上陽2名、星野2名、矢部1人です。こういう人数で相談を全て受けるということは仮に可能なのか、委託先である川崎病院や筑水会だけに頼っていいのかというのがこの数字を見たときに懸念されました。それぞれの地域の実人数というのを出示してもらっております。私はこれを高齢者人数の中の何%になるのかという数を出してみたいんですけども、旧八女市に至っては、相談が0.07%、訪問0.04%、立花0.05%、相談ですね、訪問が0.02%、黒木が相談0.07%、訪問0.01%、上陽、相談0.05%、訪問0.02%、矢部が0.1%の相談で訪問0.09%、星野が0.08%、訪問0.05%。平均といたしましては、相談が0.07%で訪問0.03%。65歳以上の高齢者に対して相談はこのくらいしか行われていない。ましてやアウトリーチである訪問件数というのはもっと少ないわけです。これで地域包括ケアシステムの土台となる、基本となる住民の生活を見なければ、このシステム自体ができるわけがないと思っております。

数字を見る限りで本当にこの総合相談の窓口として、この委託先だけで相談を受け、その解決をされているのか、それとも、介護長寿課の係も一緒になって相談体制に臨んでいらっしゃるのか、各支所ごとの連携を取っているのか、そういう点がちょっと見えないわけですね。高齢者がこれだけ高齢者のみ、高齢者のみの夫婦の割合というのが非常に多い中で、これだけの実態が出ているわけです。この数字だけでは言えないところもあるかも分かりませんが、数字はきちんとした数として出ておりますので、これで果たして住民のニーズを行政が受け、そして、それを政策として生かしていくことができるのか、その点お尋ねをいたします。

○介護長寿課長（樋口久美子君）

お答えいたします。

先ほど件数の件で御質問ございましたけれども、この件数はあくまでも地域包括支援センターでの相談実人数でございます。それ以外に本庁、支所の窓口、医療機関での御相談、また、介護認定をお持ちの方はサービス利用など介護支援専門員が対応する場合もあるかと思われまます。現在、社会福祉協議会のほうに委託をいたしまして、生活支援コーディネーターを各地区に配置させていただいております。また、それぞれの地区で行政、民生委員さん、また、福祉委員さんと連携を取りながら、それぞれの御意見を住民目線で困ったこと等を関係機関につないでいただくよう協力体制を図っているところでございます。

以上です。

○18番（三角真弓君）

資料の2枚、もう一つ出しておる資料ですけども、要介護認定率というのは18.89%、人数にして4,157人です。約2割弱の方が介護認定を何らかの形で要支援1から介護5までを受けていらっしゃいます。これも数字として出していただいております。令和元年のとき

の認定を受けた方が居宅系のサービスとか、施設の入居とかをやられている数というのが約67%ぐらいだったんです。今がどのくらいかというのはちょっと前もって資料請求しておりませんでしたので、それはお尋ねはしませんけれども、介護認定を受けてある方でも在宅での生活を余儀なくされている方がいらっしゃるということは間違いないと思っております。そういった人たちの実態の把握は、先ほど申しましたように、総合相談窓口である地域包括支援センター、そして、そういった中から介護認定を受ける、要支援1と2が地域包括支援センター、そして、介護1から5は各事業所さんが受け持っていていらっしゃると思いますけれども、そういった中でのこの数字だけを見て、そして、お一人お一人の高齢者の方たちの今の生活実態というのを分かるためには、そのことがない限りはまず包括ケアシステム制度自体が出来上がってはいかないと私は認識しておりますけど、部長にお尋ねですけど、そういう業者さんとか、今回9期の介護保険の計画もつくっていかれますし、市長がいつも言われる第5次総合計画とか、福祉課がつくっていらっしゃる福祉計画等にしても、全ての政策、計画が重なっているわけなんですね。そういったふうに計画はいろいろつくられてはおりますけれども、実際、高齢者の皆さんの生活を目の当たりにしたときに困っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいました。そういった中で誰一人も置き去りにしない地域社会をつくるためには本当にその実態の把握は大事だと思っております。今後この包括ケアシステムをつくる中で部長としてはどういうことをやるのが高齢者の実態把握につながっていくのか、どのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

それぞれ本当に困ってある方の把握というのは非常に難しいところもあるかと思いますが、先ほどから答弁しておりますように、それぞれの地域の方、まずは住民の方、それから、地域のそれぞれ福祉委員さん、民生委員さん等からのいろんな様々な声が上がってきます。それと、あと生活支援コーディネーターなり市の職員と包括、いろんな場でいろんな声が上がってくると思っていますので、まずはそれぞれ関わった者が困っているかどうか、本当に声を上げられない方もいらっしゃると思っておりますので、そこにしっかり気づいてそこをどうつなげていくのか、どういったサービスにつなげていくのか、必要なサービスなり支援につなげていくのかというのが非常に重要かと思っております。だから、そういうところをしっかりと気づけるような対応ができるようにそれぞれの場で研修等も行っておりますので、しっかりとそこをいろんな立場の方からの気づき、本当に個別対応になってくると思いますが、ここをしっかりと吸い上げてつなげていけるようにということを考えております。

○18番（三角真弓君）

2040年の問題というのはもちろん御承知かと思っておりますけど、65歳以上の高齢者を支える現

役世代の負担が限界に達する 때가2040年と言われております。高齢世代の困窮化、そして、多死社会と家系の消滅、国の人口推定でいえば1億1,000万人分の4,000万人、高齢者を4,000万人とした場合、現役世代1.5人が1人の高齢者を支える時代というのが2040年に来るわけです。2025年は団塊の世代の方が後期高齢者を迎える世代となってきます。もうあと2年です。団塊の世代、昭和22、23年、24年生まれの団塊の世代と言われる方たちが75歳を迎えるときというのは2人に1人の生産性人口、要するに、15歳から64歳までの方が2人に1人の方を見る時代というのがすぐに来るわけです。そして、2040年では1.5人にまで減ってきます。それを考えたときに本当に今喫緊の課題はその高齢者の方たちの生活実態を見るためにはいろんな関係機関とパートナーシップを組んで、社協や、そしてまた各支所の職員、そして、保健師の方たち、一番大事なことはアウトリーチだなと思っております。それはなぜかという生活支援ということの中で言われているのに、これは金融広報中央委員会の調査によると、2人以上で暮らす世帯の3割、独り暮らしで暮らす世帯の5割が貯蓄がなしと答えております。平成の初めには世界4位だった1人当たりのGDPも、今では、これは2023年4月現在では、1人当たりのGDPは27位、発展途上国の一歩手前までに下がっております。格差社会を小さくするため低所得者層も納税者になる付加価値税、要するに、日本でいう消費税を巧みに利用しみんなが負担者となり、暮らしの保障、命の保障のバランスをよくして所得格差を小さくする、弱者を助ける制度から弱者を生まない社会へと福祉の裾野を大きく広げることが大事だと今言われております。

私も今回改めて実感したことは、いろんな地域の皆さんの声を聞いたときに幾つかの事例を参考にしたいんですけども、例えば、今、民生委員・児童委員さんの役割というのは65歳以上の高齢者への家庭訪問となっております。私はそこに一つの落とし穴ではありません、法のはざまでありますけど、例えば、家族の中に65歳以下の人の同居の場合は、基本的に訪問はしないわけですね。ここで困っている高齢者がいるケースがあります。住民票はそこにあっても住んでいる現住所は違ったり、あるいは仕事の関係で週に1回しか帰れない家族であれば、その65歳以上の高齢者の方に誰が訪問して誰が関わっていくのか、そういう事例がありました。そして、母親は年金、特に今問題になっているのはベーシックという言葉を使ってありますけれども、1か月に国民年金が30千円から40千円、50千円という世帯は少なくはございません。そこに息子は家計のために一銭も家にお金を入れない。こういう実態もあるわけですけど、そこに相談しようもないわけですね。また、民生委員さんは割と地域の方がなっていらっしゃるので、本当に高齢者の方は困っているということを訴えることがなかなか言いづらいという側面もございます。あるいは高齢者夫婦で一生懸命支え合って生きてきた方、もちろん国民年金です。御主人が亡くなられて、コロナで亡くなられて自分独りになりましたと奥様がおっしゃったんですけど、今からの生活が不安ですと、こういったこ

とがたくさんございます。そういった実態が見えなければ本当に地域包括ケアシステムの信念、精神にのっとった政策はつくり上げることはなかなか厳しいのではないかと考えております。

いろいろな会議をやる中で、それも大事ですけど、それぞれの地域に出向きそれぞれの圏域、要するに、例えば、各支所ごととか、本庁も校区ごとに分かれて具体的な実態を把握しなければ、この包括ケアシステムを立ち上げることはなかなか厳しいのではないかなと考えております。

民生委員さんのアンケートに対してもそういう調査の報告は出ております。やっぱり独り暮らしや高齢夫婦の増加とか、災害時による緊急時等に対する不安が大きいとか、買物、通院等の移動が大変、これは前々から言っている課題であります。閉じ籠もりや孤立、コロナによって孤独、孤立、貧困というものが社会の一つの現象となっておりますけれども、現実そういった御家庭も少なくはございません。そういう地域での高齢者の方々の見守りや孤立化の防止、これも大事です。こういういろんな課題というのは、やはり訪問しアウトリーチすることでしかその実態は分かりませんし、決して高齢者のみの世帯でなくてもそこには重層的な課題、複合的な問題が山積しているような家庭も少なくはございません。そういうことを見たときに、今後一番大事になってくることはどのようなことをやることによって——この包括ケアシステムの土台となるものはどのようなものか、担当副市長どのように思われますか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

議員、今おっしゃいました視点というのは非常に大切なものと私たちも認識しております。それぞれの地域で地域性もあるし集落の大きさもある、距離もある、そういう中でいかにその状況を把握するかというのはまず第一歩目かと思えます。そういう中で、やっぱり行政だけではなかなか隅々までというのは難しい点がありますので、こういった地域包括センターとか生活支援コーディネーターさんの力、さらに民生委員さんと区長さんたちの力を借りて、地域の実情とお住まいの皆さん方の実情というのをいかにつかんでいくかというのが一番大切だと私たちも考えております。その上でそれぞれの状況に応じた施策をどういった形でつくり上げていくのか、それが今回、第9期の計画の柱になってこようかと思えます。これはこれまでも同じところでした。ただ、状況は少しずつ変わってきておりますので、そこはしっかりつかみながら、市長、先ほど言いましたように、安心して暮らせる地域づくりになっていくようにしっかり努めていきたいと考えております。

以上です。

○18番（三角真弓君）

私は個人的には十何年前から同じようなことを言っておりますけれども、私は保健師に限りませんけれども、包括支援センターの中でもアウトリーチもされておりますけど、現場に足を運ぶこと、それは各地区ごとに、やはりさっき通告で申しましたように、地域性の違いは非常にありますし、そういう環境も違っております。救急車も入れないような地域も中山間地たくさんございますし、旧八女でもございます。そういった地域性を見ながらその現場の声を上げることによって、トップダウンではないボトムアップの政策をつくっていくためのキーマンは、私はどうしても保健師の方ではないかなというのは再三訴えてはきました。今それぞれ子育て支援課、介護長寿課、健康推進課に保健指導の方はいらっしゃいますけれども、やはりそこに一番大事なものはアウトリーチであり、保健師の方であればある程度専門職であるので、特に今回、認知症基本法案というのが衆議院を通過いたしておりますけれども、尊厳を保ち暮らせる社会へということで、ここにも地域包括ケアシステムの推進が書かれております。基本的には全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活と社会生活を営むことができるようにするとしたほか、認知症の人の意見表明や社会参画の機会の確保、家族らへの支援などが必要だということを今回、国でもこういう法案を通過させております。

ということは、やはり尊厳がある——たとえ認知症になったとしても一個の人間としてやっぱり最後までちゃんとした生活ができる、その安定をさせるためにも専門職である保健師の方が担ってあるものというのは大きいのではないかとことを私は非常に思っております。そして、毎回これも言っておりますけれども、行政だけでは厳しい、また、地域住民の方のそういう生活、地域の状況を図るためには隣組単位での自助、共助、公助、そういう中で、隣組単位のそういうものをつくり上げていく。一つのことをやることより地域でどういうものをつくり上げ、そしてまた、行政としてはどういう人たちが力を合わせて、もちろん保健師だけではございませんけれども、その実態を把握し困った人の声に耳を傾けていく、そのことが地域包括ケアシステムの中に通っている精神の一つではないかなと思っております。

時間も押しておりますけれども、今からの地域共生社会の実現というのは地域包括ケアシステムの一環でありますけど、昨年12月に公表された有識者会議では住まいも地域共生社会実現の中で、また、地域包括ケアシステムの中でも住まいということも言われておりますけれども、やはり日本の社会保障というのは、年金、医療、介護、障がい者福祉、生活保護、子育て支援、これプラス住まいというものも社会保障の一環としてうたわれるようになりましたので、今後ですね、今一番これは市長にお伺いしたいんですけれども、30千円とか40千円、50千円という国民年金での生活の方の独り暮らし、高齢者の方たちの住まいというのが本当に市営住宅に関しましても状況としては厳しい状況ではないかなというのを感じており

ます。今後そういう公共の施設に市営住宅等ですね、もう少しそういった貧困層と言うと申し訳ないんですけど、大変な方たちが本当に安心して暮らせる住まいに対して、市長、今後どのように考えていかれるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

今、介護長寿課長、部長、副市長から御答弁を申し上げましたけれども、これからの時代、議員おっしゃるように、大変人口減少、高齢化進んでまいります。50年先には我が国の人口8,600万人になるという状況もございますし、また、外国人も日本人の人口割合の2%が我が国に入ってくるという大変厳しい状況がこれから続いてまいります。

私、感じているのは、最近よく親子の関係で殺人が起きたり子どもが高齢者の親を殺したり、こういう事件が結構あるわけですね。私はもちろん行政、あるいは各種団体の皆さん方が努力をされていることは分かっていますけれども、高齢者の方々が自分の悩みを自分だけに納めないで、やはりそういう方々に相談をする、要するに、しっかりとこの組織、支援体制というのを高齢者の方々が理解をしていただくことも非常に大事ではないかなと思っております。そういう面で高齢者の福祉計画にしても私はどう対応するかということも大事なことですけれども、要するに、該当者の皆さん方にどうこれを伝えて安心してみんな相談ができるようにしていくのか、このことも非常に大事なことではないかなと思っております。

いずれにしても、これから高齢者人口増加をいたしますので、その点については今申し上げたように、しっかりと取り組んでいかなきゃいけないと思っておるところでございますので、また御協力もよろしくお願い申し上げたいと思います。

○18番（三角真弓君）

もうお答えは時間の都合でいいですけど、私は八女市の市営住宅に対してもう少し今から前向きにですね、室岡とか、新庄とか、本当に老朽化も激しいですし、全体的に見たときに安心して住めるような市営住宅ではないということを感じておりますので、そのことをちょっと質問したところでした。それも検討してってください。時間がございませんので、よろしくお願いします。

今回9期の介護保険事業計画の策定に当たっては、6月7日の西日本新聞に消防本部のことが載っておりました。姫野病院からの寄贈式があって、高度救命処置訓練用人形が姫野病院から寄贈されております。昨年の出動件数は4,372件で、過去最高を記録したと言われております。そういう中で住民の命を守る消防の方たちの現状というのも大変だということと、そういう高齢者が多い中で住民の医療というものが改めて見直されているなというのをこの記事を見て思ったんですけど、この消防本部の意見も今回9期の計画には入れていただきたいと思っておりますし、よければ旧八女市では8地域、黒木町6地域、立花4地域、上陽、

星野、矢部、それぞれの各1地域、地域ごとの計画の策定をやっていくべきだと思いますし、そうしなければ八女市全体では地域ごとに格差がございますので、このことを要望したいと思います。時間がありませんので、これは要望にとどめて、先ほど副市長が答弁なさったようなことも鑑みながら、ぜひこのことは要望いたしておきます。

では次に、地域の中核病院機関としての公立八女総合病院の在り方についてお尋ねいたします。

公立八女総合病院は1981年にポルトガルのリスボンで開催されました世界医師会総会で採択され、1995年に改訂された患者の権利宣言を参考に、患者様の権利と責務のお知らせとして8項目を具体的に宣言をされております。この8項目は、1に良質の医療を受ける権利、2、選択の自由の権利、3、情報を知る権利、4、自己決定の権利、5、機密保持を得る権利、6、尊厳を知る権利、7、情報を提供する責務、8、医療に協力する責務、こういうことを方針として、こういう理念の下に今中核の病院として公立八女総合病院は存続しているわけです。先ほど申しましたように、団塊の世代が後期高齢者になる令和7年、2025年には、国は医療現場における地域医療を継続的に維持するため役割の明確化を求めていると言われています。公立八女総合病院は2014年、平成26年12月に地域医療支援病院に承認をされています。八女東部地域では医師の高齢化等によって現実閉院されている地域もあります。患者の方々の流れの中で、公立八女総合病院の果たす役割は大きくなると思われまます。こういうことに対して今後、市としてはどのような努力をされていかれるのかをお尋ねします。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

公立八女総合病院につきましては、御承知のとおり八女での中核病院として非常に大きな役割を果たしていると思っております。それから、議員おっしゃられたように、八女市非常に広大でありますので、各地域の医療機関の体制がやはり徐々に変わってくることも懸念をされます。そこをやはり今後どうなっていくのかというのを見ながら、また、県のほうでも策定されております地域医療構想に基づいて必要な場合の医療を受けられるような、安心して受けられるような体制を今後はしっかり市としても行政としてもそこを確認していきたいと考えております。

○18番（三角真弓君）

黒木町の剣持地区では公立八女総合病院企業長自らが巡回診療に月2回出向かれております。今後このように、これは企業団の考えになるかなと思うんですけども、やはり行政としてもそういう意見の交換だったり、そういう要望だったりできるかなと思うんですけど、本当に中山間地の医療というのは大変な現状であると思っておりますので、今後、地域の医療機関との連携の下、こういう巡回診療というものが拡大できていくことができないのか、

この点どのようにお考えでしょうか。

○健康福祉部長（坂田智子君）

今現在、議員おっしゃられるように、剣持地区への公立八女総合病院からの巡回診療が行われているところです。ただ、地域の状況を見ながら、各地域にも当然医療機関ございますし、今巡回診療、それから、オンライン診療とか、訪問診療とかいろんな医療のやり方ございますし、市民の方が安心して様々な受診の方法、利用できるような形で体制が確保できることに取り組んでいきたいと考えております。また、状況が先ほど言いましたように、医療機関非常に地域どうなっていくのかということも懸念されますので、その状況も見ながら注視していきたいと考えております。

○18番（三角真弓君）

矢部の矢部診療所では、その診療所で診れない患者さんには公立八女総合病院への紹介状が出ることも少なくはないと言われております。地域の診療所としてなくてはならないものではありませんけれども、高齢者の皆さんが紹介状をもらって具合が悪い中に公立八女総合病院に行くというのは非常に大変なことかなと思っております。これは今からそういった方に関して、これはもう公立八女総合病院の考えになってくるかと思うので質問することもちょうとどうかなと思うんですけれども、市長、そういった方に関してですね、大変なんです矢部とか星野、特に矢部診療所は代診医が1日入ってきてもらってあと4日間、全部で5日間の診療ではありますけど、非常に重篤だったり症状が悪ければ、公立八女総合病院への紹介状だったり、じゃ、公立八女総合病院からほかの病院にということもあると思うんですね。そういうことに対しての輸送手段に関して今後ぜひ検討していただきたいと思っておるんですけど、どうでしょうか、その一言。次がありますので、一言。（「一言でいいですか」と呼ぶ者あり）いいです。次にも関連して質問がございますので。

○市長（三田村統之君）

お答えをいたします。

今の中山間地の状況は議員おっしゃったとおりでございまして、ただ、問題は公立八女総合病院そのものがしっかりした組織で対応できるような組織体制をつくらなきゃならないと。今御承知だと思いますけれども、筑後市立病院との合併ですね、統合、これは久留米大学が要請しているわけです。ですから、非常に公立八女総合病院も筑後市立病院も久留米大学の極端に言いますと配下という言葉は合いませんけれども、久留米大学の一組織みたいな状況になっているわけですから、ここの協議をしてしっかりした基盤づくりをこれからして、そして、その中で今、議員おっしゃるような中山間地の医療の問題等も含めて検討していかなきゃならないと思っておるところでございまして。

○18番（三角真弓君）

すみません、私は移送手段をお願いしたんですけど、それも含め最後になりますけれども、同僚議員も3月議会で質問があった件ですけれども、住民の要望もかなりありましたので、改めて質問いたします。

令和2年から消化器内科が予約の診療のみになっております。非常勤医師による診療体制のため紹介の方の受け付けもできないということです。2019年、平成31年には消化器内科の医師が5人いらっしゃいました。消化器内科に該当するものとしては、食道、胃、大腸、胆のう、肝臓、膵臓、そういう身体的大事なものの診療がこの消化器内科に入っているわけですね。消化器内科の常勤不足というのは救急搬送も減少、経営にも影響してきております。ちなみに先ほど申しましたように、令和4年度、私も今回、消防議会のほうに入らせていただいて、その概要を消防議会のほうでお聞きする機会がございました。その中に、毎年救急搬送というのが増えてきております。高齢化率が上がってきたということも要因の一つではないかと思っていますけれども、救急搬送の先ほど申しました4,372件のうち搬送人数、実質運ばなくてよかった方というのも何人かいらっしゃいますので、搬送人数としては4,234人、この中で高齢者が69.2%、2,931人で、熱中症というのはもっと多いかなと思ったんですけど、一応55人、特に7月、8月に1日1人当たりの割合というぐらいという申し訳ありませんけど、55人、昨年の例ですね。急病が1,838人、この内訳で一番が循環器系が451件、呼吸器系208件、消化器系が126件。やはりこれだけの数、消化器系を見ても3日に1回はそういう救急搬送をされているわけです。消化器内科がないということは令和2年から3年、4年、もう5年ですね、こういうことに対して市長と企業長の努力もあられたのは分かりますし、久留米大学病院との関係性もあるかと思うんですけど、八女市民にとっては非常に大事な問題になっております。そういうことを考えたとき久留米大学だけに頼るしかないのか、医師でもフリーター等の医師がいらっしゃいますので、そういった方への依頼ができないのか、これは本当に命というのは1分1秒争いますので、非常に内容を見たときに、これは大事なことだということで市民の皆様が困っていらっしゃいます。このことに対して市長、どのように今後考えられ、また、手を打っていかれるのか、御答弁をお願いします。

○市長（三田村統之君）

大変難しい問題ですけれども、今、私どもと久留米大学との協議はやっておりますが、一番大きな問題は議員おっしゃるように、消化器内科の強化でございます。しかし、なかなか久留米大学も現時点では応じてくれないという状況がございます。それは久留米大学も医師が非常に不足をいたしております。したがって、久留米大学自身の要するに、医療業務を行っていくことが非常に難しい状況の中で、それで、消化器内科を今、議員おっしゃるように、撤退をしたということでございますけれども、今私どもが久留米大学に申し上げているのは、消化器内科を設置してもらわないと、これから今、議員おっしゃるように、我々のこ

の広大な八女地域の医療を守っていく、人の命を守っていく体制づくりができないということを今、久留米大学と協議を私いたしておるところでございます、何とかしたいと思っておるところでございます。

また、余談になりますけれども、矢部とか、あるいはまた星野とか、黒木もそうですけれども、緊急の場合はヘリポートがございますから、救急用のヘリコプターを久留米大学は持っていますから、それで搬送する。本当に10分、20分を争うような病状であればそういう方法もありますね。久留米大学との関係は、久留米大学も何とかしたいという思いはございます。思いはございますけれども、その辺の状況から考えて八女はいろんな問題がありますので、久留米大学としても現時点はまだ消化器内科を公立八女総合病院に戻すということにはなっておりません。これから私どもとしては……

○議長（橋本正敏君）

市長、時間になりました。

○市長（三田村統之君）続

全力で応援をします。

○議長（橋本正敏君）

18番三角真弓議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番坂本治郎議員の質問を許します。

○3番（坂本治郎君）

本日は一般質問の時間をいただきありがとうございます。

今年より新たに市議会議員と任命いただきました坂本治郎と申します。私は2015年より八女市に移住してきて、今年で9年目となります。

私に関して特筆すべき点といたしまして、広く浅くではありますが、長年かけて国内外を自分の足で見聞してきた経験があり、外から八女にやってきた身分ではありますが、ここにいる皆様と同様に、八女の未来をよくしたいという思いは同じです。そんな私の知見を社会に還元したいという思いを、応援いただいた皆様の期待に応えられるよう、日々精進してまいります。どうぞよろしく申し上げます。

さて、今回私が質問させていただきたい点は以下の3つです。

1つ目は、八女市のマスク着用のガイドライン及び方針についてです。

2023年3月13日、厚生労働省はマスクの着用に関するガイドラインを変更しました。新しいガイドラインでは、マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断が基本とされています。現状、都会のほうへ行ってみると、電車や公共施設でもマスクの着用のお願いのアナウンスはありません。

しかし、八女市の現状としては、全職員を把握しているわけではないのですが、例えば、本庁や支所などで、八女市の職員はほぼ全員がマスクを着用しているように見受けられます。

一方で、私見ではありますが、ほかの市区町村の職員さんにお尋ねしたところ、職員のマスク着用は自由であり、各自の判断でマスクをしている人もいればしていない人もいるというふうに聞いています。

この現状から疑問に思いましたのは、八女市独自のガイダンスがあったり、議論がされたりした上のことでしょうか。もしガイドラインなどがあるなら、八女市の方針といたしましてはいつまでマスク着用を推奨するのでしょうか。そういう明確な指標はありますでしょうか。

質問の2つ目は、八女市役所庁舎内の案内等に対する多言語対応についてです。

日本語のままならない外国人移住者が市役所を訪れた際に、外国語対応できる人員がほぼ皆無であり、不便を被っているとの市民の声が上がっています。これらの対策に対して八女市としてはどうお考えでしょうか。また、職員人事採用の段階で外国語対応できる人材を考慮したりできておりますでしょうか。

3つ目については、公共施設についてです。

公共施設で使用頻度の低いものや使われなくなった施設などの現状を把握されておりますでしょうか。なお、これらの施設の今後の運営方法について、八女市としてどう考えていますか。

御答弁をよろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

3番坂本治郎議員の一般質問にお答えをいたします。

八女市のマスク着用のガイドライン及び方針についてでございます。

まず、八女市独自のガイドラインがあるのかというお尋ねでございます。

マスク着用については、令和5年3月13日以降は国の方針において、個人の判断が基本となっております。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、感染対策について業界団体が定める業種別ガイドラインも廃止されており、個人や事業者の判断を尊重した自主的な取組が基本となりますので、八女市独自のガイドラインは設けておりません。

次に、八女市としていつまでマスク着用を推奨するのかという御質問でございます。

マスク着用については、行政が一律に求めることはなくなり、国の考え方と同様に、個人の主体的な選択を尊重し、着脱を個人の判断に委ねることを基本としています。

なお、医療機関や高齢者施設などの訪問時、混雑した交通機関内など、一定の場合においては、感染拡大防止のため着用が推奨されております。

次に、八女市役所庁舎内の案内等に対する多言語対応についてでございます。

まず、外国語対応の可否は、人事採用の段階で考慮されているか及び市役所に外国人が来られた際の案内等はどのようにされているかにつきましては、一括して答弁をいたします。

近年、市役所内において窓口接客対応や観光案内等で外国語を話す機会が増えており、外国語を話せる職員が対応するなど、円滑な対応に努めております。

なお、本市の職員採用試験においては、外国語の資格の有無を採用の要件等とはしていません。

次に、公共施設についてでございます。

公共施設で使用頻度の低いものや使われなくなった施設などの現状を把握されているか及び使われていない施設の今後の有効活用をどのように考えているかにつきましては、一括して答弁をいたします。

公共施設につきましては、庁舎や市営住宅など行政目的として管理運営する行政財産がありますが、それ以外の施設につきましては、普通財産として管理し、民間に活用いただくなど、有効活用を図っているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○3番（坂本治郎君）

質問の1番についてです。

マスクについて、八女市としては特にガイドラインはないとおっしゃられましたが、現状、今ここに来られている方々、皆さんそれぞれの意志で健康に留意してマスクを着用されているということによろしいでしょうか。

それと、課によってはお年寄りと接する場面が多い課だつたりがあると思います。そちらに関して特別に何か協議されているということはないでしょうか。御答弁をお願いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

職員のマスク着用の件でございますけれども、先ほど市長答弁にもございましたとおり、ガイドライン等については特に設けておりません。

ただ、この新型コロナウイルスにつきましては、5月8日の日に5類に引下げをなされまして、職員のマスク着用についても、国の方針どおり個人の判断に委ねるということも検討をしております。

ただ、この5月8日がゴールデンウィーク明けということもあって、また爆発的に感染の拡大がなされるかも分からないということもありますし、また、市役所のほうに来庁される方についても、まだまだコロナウイルスに対する危機感を非常に強くお持ちの高齢者の方も多くあるということで、マスク着用については、一事業者として、もうしばらく着用したほうがいだろうという判断をいたしたところでございます。職員については、そういった判断をいたしているところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

御答弁ありがとうございます。

コロナに限らず、あらゆる感染症から身を守る上でマスクを着用するということはとても大切だと思っております。

一方で、国としても、5月8日以降はこれまでの対処方針等を廃止し、マスク着用を推進している場所は混雑している場所、高齢施設や医療施設だとされております。周囲の方や事業者におかれましても、今後、個人の主体的な判断が尊重されるよう御配慮をお願いしていますとあります。

このような事態、まだまだ個人の判断で気にされる方もたくさんおられることに対する配慮ができていくということがすごく分かる答弁でした。ありがとうございます。

しかし、周りの目を気にしてしまう日本人独特の性格というものが、特に八女市に関してはそれが色濃いかもかもしれませんが、コロナが始まって4年近くになり、ようやくこういうフェーズに差しかかってもいるのに、少しでも八女市はほかと比べて独特だと思っております。

例えば、同調圧力だとか、周りに白い目で見られるのを恐れて、マスクを外したくても外せない人がいるのではないかとこのことを懸念しております。ほかにも、アトピー性皮膚炎だとか、中には個人的な、体質的な理由でマスクをつけたくてもつけられないという方が、同調圧力などを恐れて我慢して、マスクをつけることを知らずのうちに強いられて、個人的な自由だとか、健康的なものが害されているというおそれを私は懸念しております。

市職員の働く環境というのは市民に反映されると思います。皆が気持ちよく働ける環境づくりを目指す上で、業務以外の必要のないところのストレスを強いられているのはあるべきではないと私は思っています。

今後、さらに暑くなる時期に差しかかります。皆さんの心身の健康のため、ストレス軽減のため、八女市として明確な方針があるのであれば、そちらに関してはしっかりと協議して、ふわっとしたものではなくしっかりと周知されるべきだと思いますし、もし雰囲気の皆様がマスクを外したくても外せないという状況であるのであれば、そういう人たちが外しやすい

ような努力が必要だと私は考えています。こういった努力をやっていただけますでしょうか。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

まず、周知につきましては、インフォメーションということで全職員に周知のほうをさせていただいております。内容については、当面の間、マスク着用については推進をしていくということでございます。

それから、先ほど、当面の間はマスク着用をお願いするということなのですが、ゴールデンウィーク、連休明けから今約1か月程度たっております。やはり周りの状況というのもありますので、そういった状況をきちんと踏まえまして、近いうちには再度私どもも協議をして、マスク着用を継続するのか、個人の判断に委ねるのかというところの適切な判断というのはしてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

御答弁ありがとうございます。協議がなされている、それが周知されているという点、理解できました。

この質問に関して最後に、組織である以上、皆様どうしても上の方の目を気にされるという特性があります。市長をはじめ、ここにいるトップの方々がマスクをつけていると、どうしてもそれを気にしてしまい、外したくても外せないという現状はあると思います。もし緩和していいと判断されたときは、例えば、屋外に出るときでもよいですし、ぜひそういうことを配慮した上でのおおのの対応をどうかよろしくお願いします。

ということで、1つ目の質問に関しては終わらせていただきます。

2つ目の質問についてです。

職員採用試験において、外国語の有無は要件にはないとはいえ、窓口対応は外国語対応ができたほうがよいと思います。今後、海外経験だとか、語学力だとかを考慮された人事採用というのは検討できないでしょうか。御答弁をお願いします。

○人事課長（丸山 隆君）

お答えいたします。

外国語の資格を持ってある方の採用をどうするのかという御質問だと思っております。

まず、外国語の資格を採用の要件ということとはしておりませんし、今現在では、今後そういったことも考えてはいないところです。

ただ、面接等を行っていきますけれども、選考する際には、やはり採用の参考材料の一つにはなるだろうと考えているところでございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

現状といたしましては、まだまだ在日外国人の割合は少ないとはいえ、増加の傾向にあるとのデータはあります。近年、電子機器などの翻訳機能が格段に伸びているとはいえ、それだけではコミュニケーション不足は完全に拭きませんし、各種手続の凡ミスが起きたりと予想されます。

そして、各種手続には英語案内のガイドラインを1つずつ用意してあることが望ましいと思います。外国語ができるという要件がないのであれば、せめて文章として、各種の手続に関する英語案内があるというのが望ましいと思っております。主に困っているとの声が上がっている点につきましては、八女に定住・移住された単身の外国人や外国人夫婦など、そして、子育てされている外国人の各種手続で困っているとのこと。まずはそういったところから、外国語のある書面で案内したりする努力は必要であると私は考えています。

また、八女本庁舎はもちろん、各支所、そして、子育てに関連した手続が必要なやめっこ未来館などにも、人事採用の段階で英語ができる職員がバランスよく配置されるということが望ましいと思います。

そして、窓口対応をする職員であれば、現代のツールとしてお手持ちのスマートフォンなどで、いざ外国人と対面したときに困らないように翻訳機能を使いこなすような訓練がなされているということが私は必要不可欠だと考えています。

それらの点について努力されることを要望させていただく形で、この2番目の質問については終わらせていただきます。

3番目の質問についてです。

行政財産、普通財産とありますが、この場でもう少し詳しい説明をお願いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

まず、行政財産というのは地方自治法のほうで規定をされておりまして、市長の答弁にもございましたとおり、庁舎とか、市営住宅とか、図書館とか、そういった特定の行政目的で使用する財産となります。

一方、普通財産につきましては、行政財産以外の財産になりますので、特定の行政目的では使用していないような財産となります。こちらの普通財産については、例えば、閉校後の小学校の跡地とか廃止後の公民館とか、そういった施設になりまして、こちらの普通財産につきましては、一定の要件はございますけど、貸付けや売却をすることが可能な財産となっております。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

普通財産に関しては貸付けができるということですが、こういった事例がありますでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

これまでの事例につきましては、閉校後の学校で、例えば、医療法人に診療所として貸し付けたり、あとは社会福祉法人に福祉施設として貸し付けたりしております。

また、ドローンスクールとか、民間の方の事業者のほうにも貸付けを行ったりしております。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

中には使われていない施設もあると思いますが、今後どのように活用していく方針でしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

使われていない施設ということでお尋ねなんですけど、議員おっしゃるとおり、そういった活用できていない施設もございますが、常時、市のホームページとか文部科学省のほうのホームページとかに掲載をしまして、そちらのほうで施設の利用者についての募集を行っております。

これまで幾つか問合せ等はあるんですけど、立地的な問題とか、施設の規模とか、そちらのことで残念ながらなかなか活用できていない施設もございます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

使われていない施設の有効な活用策として幾つか提案したいのですが、よろしいでしょうか。

近年、熊本地震や九州北部豪雨のような大きな災害もあり、今後、大規模な災害が発生した場合、被災者が仮設住宅として利用できるよう、閉校後の学校の旧校舎を改良しておくことはできませんでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

平成24年の九州北部豪雨の際にも、仮設住宅のほうの建設を行って被災者の支援を行ったところもございます。確かに議員おっしゃるとおり、土地を確保して仮設住宅を建てるよりも、例えば、閉校後の学校のほうを改修して活用したほうが早期の対応とかコスト削減にもつながるだろうということは考えております。

一方で、仮設住宅以外での活用方法等もいろいろ検討しながら、今後も御提案の内容も含めて検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

ノマドワーカーなどは御存じでしょうか。定住地を持たず、安宿だとか、ホテルだとか、好きな場所を移動しながら季節の仕事を求めたり、パソコンやスマートフォンで仕事をしながら国内外を転々としている人たちです。そうやって外からやってくる長期滞在者を誘致することにより、市民との関係交流人口を促進することにより、その中から移住・定住者が生まれる事例も起こっています。

特にこの八女地域では、新茶の時期になると、こういったノマドワーカーの方が多数八女市内に集まり、茶摘みなど季節的な仕事を行っておられまして、簡易的な宿泊の場が瞬間的に不足している状況がありますので、簡易的に宿泊してもらおう場所として、災害時以外にも公共施設を活用することはできないでしょうか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

ノマドワーカーにつきましては、私自身はちょっと認識しておりませんでした。すみません。

ただし、議員御提案のとおり、そういった活用していない公共施設に簡易的な宿泊が可能かどうか、今後、他の自治体の取組等も確かめさせていただいて十分検証していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

御答弁ありがとうございます。

地域の使われていない施設を何とか有効活用できないかということで質問させていただきました。有効活用することによって地域活性化につながるといいますので、様々な有効的な活用の御検討をどうかお願いします。

以上をもちまして私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（橋本正敏君）

3番坂本治郎議員の質問を終わります。

12時50分まで休憩します。

午前11時47分 休憩

午後0時50分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

6番久間寿紀議員の質問を許します。

○6番（久間寿紀君）

皆さんこんにちは。今年4月の選挙で初当選いたしました久間寿紀でございます。質問の前に、新人議員として一言御挨拶を申し上げます。

4月の選挙に際しましては、応援していただいた市民の皆様、そして、今日傍聴に来ていただいている皆様には大変御迷惑をおかけしました。ありがとうございます。

私はこれまで一市民として、出身地であります上陽地区において農政連やPTA活動、そして、平成18年2月の市町村合併以降は八女市消防団副団長として活動してまいりました。その間、市長をはじめとする執行部の皆様には御支援並びに尽力をいただき、大変お世話になりました。感謝しております。

これからは八女市議として、農林商工業の推進、高齢者が住み続けられるまちづくり、未来の人材づくりの推進の3つの柱を基本理念とし、八女市に実りある未来を築くことをスローガンに頑張っていきますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、通告に従いまして2つの一般質問をさせていただきます。

1番目は、八女市観光施設についてです。

私の住む上陽地域は市内でも奥八女と言われ、本市の課題でもあります過疎化や高齢化などが進む山間地でございます。地域には、平成13年にオープンしたほたと石橋の館、そして、翌年にオープンしたふるさとわらべ館があり、市内外からの観光客でにぎわう施設となっております。

そこで、今年度改修されるほたと石橋の館の改修計画の内容や今後の経営方法、あわせて、市内に多く点在しています観光施設の運営状況や経済効果についてお尋ねします。

2点目は、上陽地区の県道の整備についてです。

地区の中心であります北川内地区を横断する県道八女香春線が特に上陽支所の付近は幅員も狭く、道路状況も悪く、歩行者の通行が非常に危険な状態です。今後、何らかの対策が必要だと考えますが、現在の整備状況はどのようになっていますか、お尋ねします。

また、この箇所は道路沿いに民家等が隣接しており、今後、バイパスの延長計画があるのか、あればその状況はどのようになっているのかをお尋ねします。

次に、県道や市道に係る地域が行っている草刈りなど維持管理作業について市の考えをお尋ねします。

詳細につきましては質問席にて質問いたします。よろしく申し上げます。

○市長（三田村統之君）

6番久間寿紀議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、八女市観光施設についてでございます。

ほたと石橋の館の改修計画と運営についてのお尋ねでございます。

ほたと石橋の館につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を受け、本年度中に改修工事を実施いたします。改修計画はこれまでの蛸と石橋に関する資料展示に加え、上陽地区にゆかりのあるダニエル・ケン・イノウエ氏の功績をたたえる展示を行い、本市とハワイ州の国際的結びつきをPRするとともに、飲食物等の提供により収益性を高めた施設とするものでございます。

また、デジタル技術を活用して本市の観光情報の発信と子どもたちの国際交流を進めてまいります。

施設の運営につきましては、指定管理者制度により行っております。

次に、市内にある観光施設等の状況はというお尋ねでございます。

観光振興課が所管する22の施設において、指定管理者制度による運営を行っております。その中には建設から30年以上が経過し老朽化が進む施設もございますが、効果的な修繕、補修を行いながら、それぞれの地域の観光拠点施設として運営しているところです。

次に、道路の整備についてでございます。

県道八女香春線（北川内地域）の整備状況はという御質問でございます。

主要地方道八女香春線につきましては、八女市長野の上現原橋付近から上陽町北川内の市道大門口・柴尾線との交差点まで、県において改良工事を進めていただいているところです。現在、宮ヶ原橋付近までの工事が完了しており、今後、改良工事を進められる計画であると聞いております。

次に、バイパス計画はあるかというお尋ねでございます。

平成29年度に地元行政区及び八女市から洗玉橋付近までのバイパス化の要望書を提出しており、県としましても今後検討を行っていくと聞いております。

次に、県道、市道の維持管理についてでございます。

県道につきましては、県発注での除草作業や高木伐採、直営での維持管理のほか、さわやか道路美化促進事業として実施団体に清掃活動や植樹帯の管理等を行っていただいている状況でございます。

市道につきましては、各行政区にて道路・河川愛護活動を実施していただき、市道の美化に御協力をいただいております。地元での対応が難しい場所につきましては、市直営の施設管理班が維持管理を行うほか、市発注での業者による伐採等にて対応している状況でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○6番（久間寿紀君）

まず、ほたと石橋の館の改修計画では、デジタル技術を活用して観光情報の発信と国際交流を進めるということですが、まず、具体的にどのような取組をなされているのでしょうか。よろしくお願ひします。

○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

詳細につきましては、委託業者選定のためのプロポーザルコンペを行い、その提案、企画を軸に進めてまいります。構想といたしましては、まず、インターネット上に仮想空間を構築し、観光客がほたと石橋の館においていただく前に施設や八女市に興味を持っていただく仕組みづくりをします。施設内にはプロジェクター投影などにより、蛍が舞う光景やハワイの風景などを楽しんでいただく施設も整備する予定です。また、インターネットによる遠隔通信の設備を整備し、国内、国外との交流に活用していく考えでございます。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

分かりました。

では、今回改修するほたと石橋の館がターゲットとする客層について、どのような考えをお持ちでしょうか。

○上陽支所長（石橋 武君）

お答えいたします。

ほたと石橋の館は星野川に隣接しており、夏になりますと川遊びを楽しまれる家族連れや若い人たちが多く来訪されています。新しい施設ではそういった客層をターゲットとして観光消費額を増やしていく考えです。また、ダニエル・ケン・イノウエ氏の資料展示等をPRすることにより、外国人観光客にも興味を持っていただき、本市へおいでいただくような仕組みづくりを行ってまいります。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

分かりました。

今回のほたと石橋の館のリニューアルが本市の観光振興、また、地域の活性化につながるものとなりますよう、引き続きよろしくお願ひします。

次に、八女市全体の観光施設についてお伺ひします。

先ほどの市長の答弁で、老朽化した施設の修繕を行っているとのことでしたが、毎年の施設改修費はどのくらいかかっているのでしょうか。また、指定管理施設であれば指定管理料を支払っていると思いますが、その金額は幾らでしょうか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

今、久間議員が御質問されました2点、まず、1点目の施設の修繕費、こちらについてお答えいたします。

施設の修繕費につきましては、観光振興課が管理しております22の施設のトータルで修繕料が昨年度43,000千円となっております。

また、2点目の質問であります指定管理料の支払いということですが、これは全部合わせて令和4年度の指定管理料につきましては143,000千円、これが指定管理料として支払っているものでございます。

なお、先ほど申し上げました修繕料、これにつきましては毎年緊急の修繕、要するに災害がありましたりとかポンプが壊れたということがございますので、この実績を合わせれば大体年間40,000千円から80,000千円ぐらいの幅で、ここ5年ぐらいは動いているのが実績でございます。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

ということは、前年度は観光施設を維持するために150,000千円の指定管理料と合わせると、190,000千円程度が市の予算から支出をしているということですね。これだけの資金を投入される施設における売上額は幾ら程度で、市への経済効果をどのように考えてありますでしょうか。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

提出しております資料にもありますが、まず一番大きいのは雇用だと思われまして。一覧表にありますように、全指定管理施設、大体304名ほどの雇用を生んでおりまして、これは正社員並びにパート従業員全てを入れた人数でございます。このうちの約93%が市内の雇用者、市内に住民票を置いてある方の雇用となっておりますので、これがやはり一番大きな経済効果ではないかなと思います。

それとあと2つ目、これは収益でございます。これは速報値ということで、まだ各施設が正確な歳入歳出の提出をしておりませんが、大体令和4年度の売上額の総額が約1,420,000千円、速報値で出ております。これだけの収益が市内に落ちているということになりますし、この売上げ以上に、やはり地元の農産品、これがレストランで食材として使われるとか、あと、都市部にありますアンテナショップ、ここで販売するとか、そういうことで使われておりますので、食材や活発な活用、観光施設から地域へ還元される収益というものが経済効果につながっていると思っております。

以上です。

○6番（久間寿紀君）

かなり売上げが上がっているようですが、働く場を提供していただければ雇用が生まれ、地域からの食材の購入など経済効果が相当なものだと思います。

今後、コロナ禍で外出を控えていた観光客やインバウンドなどによる外国人観光客が増えていくことが見込まれると思いますが、施設を運営していくに当たり、市としての考え方をお聞かせください。

○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、市としての今後の考え方ということでございます。

実は本市では昨年度、第3次茶のくに観光アクションプラン、こちらを策定しております。この中には、先ほどほたと石橋の館の指定管理施設の中でも御紹介しましたが、いかにお客様を入れるかということ、そして、収益を上げるかというのがテーマになるかと思っております。

ちなみに、アクションプランの目標として、5か年計画の今年度からの3つの目標といたしまして、まずは八女の資源を活用した観光の推進であること、2点目が観光商品の開発と観光PRの充実ということ、そして、最後が持続可能な観光である、この3点を中心に動いております。議員がおっしゃいましたように、じゃ、今から何をやるのかという御質問でございますが、やはり5年後、10年後この観光施設が続くためにも、各施設が自走していく仕組みづくり、これが必要かと思われまます。そのためにも、昨年アクションプランを計画した際に各観光指定管理施設の協議会を立ち上げております。簡単に言いますと、例えば、八女市にはキャンプ場が大きく4つございます。星野村、黒木町に2か所、それと立花町。ただ、そのキャンプ場はあるだけであって、連携をしたことがなかったわけですよ。人気のキャンプ場もあれば、あまり入っていないところもある中で、せつかく八女に来られるお客様を全ての施設に回れるような横の連携を図るような仕組みをつくっておるところでございます。

久間議員がおっしゃったように、今後続けていく観光施設の経済効果に向かってでも丸丸となって取り組むつもりでおりますので、ぜひ議員の皆様方にも力強い御協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

分かりました。

市内には多くの自然や観光施設があり、それが本市の魅力の一つとなっております。各エリアの観光施設が協力しながら集客や収益を目指した観光事業に取り組んでいただければ経済効果も上がると思ひ、期待します。今後も積極的な観光施設の推進をしていただくことを希望しまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問ですが、北川内地区を横断する県道八女香春線の道路整備の状況と今後の見通し、また、県道や市道の地域が実施している草刈り作業の管理について質問します。

まず1番目に、旧八女市内から星野方面へ通じる県道八女香春線の中で、上陽支所付近の道路状況は路肩が凸凹状にあり、また歩道もないため、歩行者や自転車での通行は非常に危険なところだと思います。私も度々歩いていますが、車が通るたびに怖いと感じました。小中学生や高齢者も多く通行される箇所でもあるので、歩行者の安心・安全など対応が必要だと思います。

この道路は県道ではありますが、市としてどのような対応をされているのかをお尋ねします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをします。

県道の整備につきましては、地元からの要望を基に、八女市が市長名で県へ要望書を提出いたしております。県におかれましては、提出された要望内容や優先順位、そういったものを精査した上で事業箇所を選定し、整備を進めていただいております。

御質問いただきました県道八女香春線の整備につきましては、既に要望書のほうを提出しており、維持補修である舗装工事や道路拡幅等の改良工事につきましては、計画的に事業を進めていただいているところでございます。

○6番（久間寿紀君）

先ほど市長答弁でバイパス要望の話がありましたが、具体的にはどのような計画で、今どのように進められているのかをお尋ねします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをします。

県道八女香春線の整備状況につきまして県に確認を取りましたところ、現在、北川内工区と星野1工区と2か所の工事に着手をいただいております。

まず、北川内工区ですけれども、宮ヶ原橋付近から上陽方面へ向かって約500メートルの区間、それから、星野1工区につきましては、星野支所の北側約1,600メートル区間を着手いただいております。その中で、北川内工区におきましては、既に測量設計等は終えて、現在、用地買収が進められていると聞いております。上陽付近の整備につきましては、北川内工区の用地買収、工事の進捗を見ながら今後検討が行われると聞いております。あわせて、状況の悪い路面の整備につきましても、舗装工事が計画されているということでございます。

以上でございます。

○6番（久間寿紀君）

平成24年の九州北部豪雨や令和3年の大雨のときに真名子地区の道路上部からの崩壊によ

り一時期通行止めになった経緯があります。現在も片側通行で、おおむね7月末には完成し、通常に戻れると聞いておりますけれども、今後も災害により通行止めになることが予想されます。

そこで、このような状況を踏まえて、真名子地区付近の安全対策について、市としてどのように考えておられるのかをお尋ねします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

令和3年の災害直後に地元から県道の整備要望が提出されております。もちろん、すぐに市のほうといたしましても県へ要望をいたしております。

市内におきましては毎年のように災害が発生していることから、市としましては県に対し、定期的なのり面や道路路肩の点検及び必要に応じた対策を講じていただきながら、現道の安全確保を努めていただくよう引き続き要望していきたいと考えております。

○6番（久間寿紀君）

この県道は、数年前に完成しました星野から浮羽へ通じるトンネルが開通したこともあり、大型車を含む車の通行が非常に多くなっております。確かに民家やお店など道路沿いまで隣接しているところですが、上陽町の主要な道路でありますので、市民の安全な通行ができますよう、早期の整備を福岡県へ強く要望していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、県道や市道の維持管理について質問いたします。

市には相当数の道路があると思っておりますけれども、上陽地区におきましても以前から主に生活道路において各地域別に草刈りや陰切りなどを年2回ほど行っているところですが、しかしながら、ここ最近では地域住民の高齢化により作業する人数が減少している中で、作業する区間は以前から変わらず、作業する時間が長くなり、苦慮しているところでございます。

そのような状況の中で、そういう地域は市には大変多くあると思っておりますけれども、道路を管理する市として何らかの対策はできないか、お尋ねします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

道路・河川愛護につきましては、日頃から地域の皆様には大変御苦勞をおかけしております。八女市としましては、道路河川愛護報償金を支給しており、数年ごとに見直し作業を行ってまいりましたが、山間部の問題は深刻で、最近ではお金ではなく作業する人自体がいないと、そういう多くの意見を聞いており、この問題については承知をいたしております。

現在、行政区から聞き取りを行いまして、作業が困難な地域の把握を行い、業者への依頼を行ったり、直営の施設管理班等で対応を行っているところでございます。今後、管理者と

しましては施設管理班の充実を図り、できるだけ市で対応したいと考えておりますけれども、やはりかなりの面積を保有しておりますので、市だけではどうしても対応が困難と考えられます。引き続き、地域の皆様の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○6番（久間寿紀君）

地域の中には道路上部にかかる木の伐採などを行っておりますけれども、行政区の予算で高所作業車をリースし、また、交通整理員の配置も行っている地域もあります。しかし、現在、高所作業車の運転に係る法律や作業時の事故など多数の課題があり、思うように進められていないのが現状であります。また、かかる費用も相当な金額が発生しています。市において何らかの対策ができないか、お尋ねします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

現在、道路河川愛護報償金の中で当然機械のリース代等は項目を設けておりますけれども、今言われたとおり、高所作業車等を一回リースしてしまうと相当な金額になって、すぐにそれだけで限度額に達してしまうという相談も以前受けたことがございます。そういった個別の案件につきましては市のほうに相談をいただいて、例えば、業者発注をした方がいいのか、それとも、やっぱり地元でやっていただく場合、何らかの補助ができないか、いろいろ相談をしながら検討をしていきたいと考えておりますので、そういった個別の案件につきましては支所等に御相談をいただいて、補助等を行えるよう考えていきたいと思っております。

○6番（久間寿紀君）

先ほども言いましたけれども、市内に多くの道路や河川がありまして、維持管理するのも相当なことだと思いますけれども、地域の実情を見てもらい、市ができる最大限の対策をお願いし、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本正敏君）

6番久間寿紀議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩します。

午後1時20分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

14番牛島孝之議員の質問を許します。

○14番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。ちょっと時間が早まりましたので、本日最後でございますけれども、3点ほど質問をいたします。

まず1点目、八女市の教育問題について、2番目、農業・林業の活性化について、3番目、用途地域の変更及び企業誘致についてということで質問をいたします。

執行部におかれましては、簡潔明瞭に分かりやすい言葉でよろしく御回答をお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

14番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

簡潔明瞭にお答えをいたします。

八女市の教育問題についてのうち、八女市の教員不足に対する考え及び対策は及び教員の労働時間の実態調査をどのように行われているのかにつきましては、この後、教育長が答弁をいたしますので、先に八女市の学童保育所の数及び定員数及び待機児童の数及びその対策は、並びに農業・林業の活性化について及び用途地域の変更及び企業誘致について答弁をいたします。

八女市の教育問題についてでございます。

八女市の学童保育所の数及び定員数でございます。

八女市では、市内全ての小学校区に学童保育所を設置しており、その施設数は17か所で、支援単位となるクラス数は28クラスを開設しております。また、定員数は、総数で1,153人でございます。

次に、待機児童の数及びその対策でございます。

令和5年4月時点の待機児童数は、7人でございます。

待機児童対策といたしましては、今後の児童数の推移などを検証しながら、小学校の空き教室の活用や専用施設の整備等を検討し、待機児童の解消に努めていきたいと考えております。

次に、農業・林業の活性化についてでございます。

まず、肥料、飼料、資材の高騰対策についての八女市の考えはという御質問でございます。

農畜産業の経営における肥料、飼料、資材につきましては、価格高騰が農業経営に大きく影響していると認識をしております。

令和4年度より、国、県では、価格高騰に伴う緊急的な対策事業による支援が実施されております。本市におきましても、農家の負担軽減を図るため、国、県事業に上乘せ補助を実施しているところでです。

今後も、農家への影響を注視しながら、国、県、関係団体等と連携を図り、各作物が生産低下に陥ることがないように対応してまいります。

次に、農業従事者の減少について八女市の考えはという御質問でございます。JAとの情報共有はできているのかというお尋ねでございます。

八女市、J A及び普及センター等で構成する八女地域農業振興推進協議会において、令和5年に策定した第6次八女広域農業振興計画の意向調査結果を踏まえると、農業後継者の不在や10年後には営農困難等により、農業従事者数の減少が予測されます。このような状況の中、八女市では引き続き多様な担い手の育成、確保と優良農地の確保に向けて各種補助事業等に取り組むとともに、収益性の高い農業経営の推進を図りながら、農業従事者の確保に努めてまいります。

なお、第6次八女広域農業振興計画策定において、J Aとの情報や認識の共有はできており、今後も産地の維持、発展に向けた効果的な支援ができるよう連携強化を図ってまいります。

次に、早生桐の植林に対する苗代の補助は検討されたのか、結果はどうなったのかという御質問でございます。

早生桐につきましては、八女市森林整備計画に基づく造林事業の取組として、協議を進めてまいりました。

結果として、早生桐の特質や想定される伐採林齢など、その特性の一部が八女市森林整備計画に当てはまらないこともあり、現時点での補助は困難であると判断しています。

引き続き、計画への適合などの課題に取り組み、早生桐の特性を生かした森林づくりの研究を進めてまいります。

一方、早生桐は継続的に肥培管理を行うことで、農地にも植林することが農地法により認められております。

その場合には、荒廃農地の解消や防止、省力作物の導入等を目的として、苗代等の経費に補助金を活用することができます。

次に、林業の活性化について、八女東部の山林について皆伐されている山林が見かけられるが、皆伐について規制はないのか、なければ八女市において規制することはできないか。荒廃竹林対策について八女市の考えはという御質問でございます。

皆伐の規制につきましては、森林整備事業の遵守事項として、地域森林計画において伐採面積等の制限を設けているところです。これにより、伐採届等の提出の際に伐採や造林が適切に行われるよう指導や助言を行っています。

荒廃竹林対策につきましては、放置竹林の拡大による森林環境の悪化が懸念される中、竹林の維持保全と整備を推進するため、伐竹による放置竹林の拡大防止と解消並びに竹材の搬出、運搬の促進に取り組んでおり、竹材の有効活用による産業化の推進を進めております。

次に、用途地域の変更及び企業誘致についてでございます。

用途地域の変更はいつ頃までに結論を出すのかというお尋ねでございます。

用途地域の変更につきましては、令和3年度より準備を進め、令和5年度末に都市計画決

定の変更を完了する予定です。変更の区域は、八女市福島地区の市道矢部線沿線を計画しております。

次に、廃校予定の忠見、川崎小学校の廃校後の利用についての検討はなされているのかという御質問でございます。

義務教育学校開校後の川崎小学校及び忠見小学校の利活用につきましては、現時点で具体的なものはございませんが、学校施設の多くは、地域の中心的な場所に位置し、地域の活性化や政策課題の解決を図る上でも重要な施設であり、地域の実情やニーズを踏まえながら、慎重に検討を進めていきたいと考えております。

最後に、前古賀工業団地に続く第2、第3工業団地の計画はあるのか、なければ早急に検討すべきではないのかというお尋ねでございます。

工業団地の計画につきましては、具体的な計画の策定に向けて、現在、規模や適地の選定について検討しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（橋本吉史君）

14番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

1、八女市の教育問題について。

八女市の教員不足に対する考え及び対策はとのお尋ねです。

八女市におきましても教員不足の状況があり、喫緊の課題であると認識しております。そのため、教職員の負担軽減や働く環境の整備を推進するとともに、常日頃より南筑後教育事務所や当該校長と連絡を取り合いながら教員確保に努めているところでございます。

次に、教員の労働時間の実態調査はどのように行われているのかとのお尋ねです。

八女市立学校教職員が使用しているパソコンにあるタイムカード機能を使って、一人一人の出退勤時刻を記録しています。また、毎月の労働時間を各学校ごとに集約し、教職員個々の労働時間の実態把握に努めております。

以上、御答弁申し上げます。

○14番（牛島孝之君）

まず、学童保育についてお聞きします。

17か所、支援単位となるクラスは28クラスと書いてありますけれども、資料を頂いておりますが、各学校におきましてどこが2クラスと分かりますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

学童ごとのクラスにつきましては、3クラスあるところもございます。福島小学校区につきましては4クラス、長峰小学校区につきましては2クラス、上妻小学校区につきましては

3クラス、三河小学校区につきましては2クラス、忠見小学校区につきましては2クラス、岡山小学校区につきましては3クラス、立花小学校につきましては2クラス、以上が複数のクラスを持っている学童になります。

○14番（牛島孝之君）

待機児童の数及びその対策ということで、待機児童数は7人ですという回答をいただいておりますが、資料を頂きますと、岡山小学校、定員数140名、利用者154名、この時点で14名オーバーなんですよ。ところが、答えは待機児童数は7人でございます。その数はどうなって、岡山小学校だけでも140名の定員に154人いるわけですよ。合計は聞いておりません。30人おって25人だから、その5人をどこかに足してじゃなくて、要するに各小学校において、実際、この数字だけで見れば14名いるわけですよ。これが待機なのか、待機ではないのかをお答えください。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

まず、岡山小学校区につきましては、学童そのものが定数を定めておりますけれども、これは国の基準に基づきましておおむね40名というものがございますので、それに基づきまして、それぞれの学童が規定において定数を定めておりますが、実質、岡山小学校につきましては、その40名を1クラス上回る人数での受入れをしていただいておりますので、岡山小学校について言いますと、令和5年4月1日現在の待機児童数については2名ということになっております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

頂いている資料で利用者が14名オーバーしているわけですよ。今、逆に学校は35名クラスにしてくださいよという要望が出ているわけですね。それなのに、入るから定数以上にする、逆じゃないんですか。違いますか。小学校が35人クラスをとあるでしょう。それなのに、1クラスに、それなら大体定員は何人ですか。まず定員は決まっているわけですか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

定員につきましては、お手元にお配りしております資料の定員数、これが基本的には学童ごとの定員数となっております。

ただ、これは先ほど言いましたように、基準の中でおおむね1クラス40名、それから1人当たりの面積が1.65平米というものがございまして、現実的には定数を超えて受入れをしている状況がございまして。

岡山小学校につきましても、先ほど言いましたように、定数を超えて現実的に受入れをし

て運用をしているというところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

それでは、その児童を指導する方、これは先生と言っていいのかどうか分かりませんが、これも何名に1人という決まりはないんですか。それについてはどうですか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

支援員の数につきましては、1クラス当たりおおむね2名ということになっております。

ただ、1つのクラスに先ほど言いましたように多くの人数を利用者として受け入れるということになれば、当然、2名では足りませんので、3名の配置をとということになると思います。八女市として現在、基準として運用させていただいているのは、やはり50名以上の受入れをせざるを得ない状況になった場合は、3名の支援員を置く必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

岡山の場合ですけれども、今、利用者が154名、154名に指導される方は何人の方がおられますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

岡山小学校学童におきましては、クラスが3クラスございます。それぞれのクラスに2名の支援員を配置させていただいておりますので、合計6名の支援員を配置させていただいております。

○14番（牛島孝之君）

1クラス2名というのは分かります。何名に1人とか言われましたので、果たして6名で足りるのかですね。問題はそこですよ。そういう声が、要するに厳しい環境だという声が恐らくなかなか上げにくい状況だろうと思います。きついと思っても、なかなかそれを言葉に出せない、無理してやっていると、それじゃ困るわけですよ。学校の先生も後で一緒に聞きますけれども、やっぱり人数が少ない、それで見なきゃいけない。言いたいけれども、言えない、そういう職場にならないように、ちゃんとした環境でできるようにしていただきたいと思いますけれども、部長、それについていかがでしょうか。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

定員に対する支援員、非常に過剰な労働にならないように、きつい思いにならないようにということでございます。

それぞれの事業所、委託をしておりますので、それぞれの事業所でしっかりその基準にのっとり負担にならないように、そこはまた市のほうでも事業所等とも通常もいろいろ意見交換をしておりますので、そういうところを確認しながらそういう状態にはならないように努めていきたいと考えております。

○14番（牛島孝之君）

資料を頂いておりますけれども、平成22年度から合併後ですけれども、その当時の利用者は468名、今現在950名。なかなか少なくなる方向には行かない。特に岡山小学校は今、人口が増えていると思いますので、そういうことも考えられて、ぜひそこら辺の人的配置はきちっと考えていただきたいと思います。

次に、教員不足に対する考え及び対策並びに労働時間実態調査。

まず、4月29日、西日本新聞。帰宅圧力、闇残業が横行と。小学校64%、中学校77%、週50時間を超す勤務、持ち帰り仕事増えたと。これについては、新聞に書いてありますけど、部長、どう思われますか。事実ですか、事実じゃないですか。

○教育部長（平 武文君）

お答えいたします。

その記事自体について、事実かどうかというのは定かではございませんけれども、やはり教職員の仕事の負担、加重負担というのはかなり高い状況にあると思いますので、市といたしましても、教育委員会といたしましても、その辺の負担軽減でございますとか意識改革といったものを現在、進めているところでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

新聞記事が事実でないか、事実であるかどうかじゃなくて、これは文部科学省の調査ですよ。それを新聞に書いてあるだけです。新聞社が独自で調査してはいいです。文科省が調査した中に載っているわけですよ。これは事実でしょう。事実じゃないとは言えないはずですよ。さっきの答弁、どげん思われますか。

○教育部長（平 武文君）

お答えいたします。

事実ではないという否定はした覚えはございません。事実かどうか定かでないという御答弁でございました。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

文科省が調査した結果ですよ。民間かどこかが調査した結果なら、それは事実じゃないかもしれないですけど、一番上部団体である文科省が調査しているわけですよ。恐らく事実で

しょう。

それと、今度は5月13日、同じく西日本新聞。教員不足、育休増も影響と。実際、八女市でも教員が不足しておると。数字としてはそんなにありませんけれども、実際どうですか。ある小学校では校長を経験された方が2名ほどおられます。それだけやっぱり実際、足りないんじゃないですか。数字的には確かに少ないけれども、現実にはもっと教員不足じゃないんですか。いかがですか、教育長。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

答弁でも申しましたように、教員不足というのは我が市に限らず、全国的な課題であると思っています。

各学校において、先ほど議員がおっしゃったように、当初の定数不足から年度途中の病休、育休等々、これを埋めるのがとても大変な状況になっている。前回の議会でも御答弁申しましたように、いわゆる講師不足と申しますか、採用増によって講師が大変不足しておりますので、なかなか途中から教員を補充することはできない。そういったことから、現に途中で休職とか、あるいは病休とか、育休とかになったときには、なかなか埋められていないというのが現実だろうと思っています。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

八女市においても、残業というか、その時間は調査されてできております労働時間実態調査の結果、平成30年度が小学校で39.5時間、令和4年度で31.2時間、中学校で51.6時間、令和4年度で44.2時間、小学校で約8.3時間減っております。中学校でも7.4時間減っております。どういう調査でこの時間が出たのかをお聞きします。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

小学校、中学校の教職員は、教職員が使用しているパソコンでタイムカードの管理をいたしております。それを各学校ごとに集計いたしまして、教育委員会のほうに提出をいただいております。

その年間の平均の超過勤務の時間が、資料にお示ししております時間となっております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

それこそ4月29日の新聞に、持ち帰り仕事が増えた、憤りと。これは当然、調査できませんよね。数字だけは確かに減っております。労働時間は少なくなっておるように数字だけでは見えますけれども、現実には家に帰ってやっておると。私も知り合いにもおります、親戚に

もおります。御飯を食べて夜中の1時ぐらいまでせにゃいかんと。それが現実だと。ぜひできれば本当にこの現実の数字を調査——確かにパソコンでタイムカード、それで分かりますけど、これはあくまでも表面上ですよ。実際、現実には早く終わって家に帰っても、家でされてあるはずですよ。ただ、なかなかその調査はやりにくいだろうし、先生というのは、本当のことを言いにくい立場の方だろうと思います。だから、そこら辺をもう少し分かっていただいて、以前も聞きましたけれども、文科省なり県の教育庁、同じような資料を、これをしなさい、あれをしなさい、もう八女市だけでも文科省と教育庁が一緒なら、県のほうはしませんよとか、逆に文科省はしませんよとか言ってみらんですか。そしたら、恐らくマスコミも取り上げますよ。そのくらいせんと、恐らくこの労働時間というのは、今のままなら永遠に変わらんでしょうね。

今でもやっぱり文科省からのレポート、あるいは教育庁からのレポート、同じような関係のレポート、それについては把握はしてありますか、いかがですか。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

議員御指摘のように、文科省、あるいは県の教育委員会等からいろいろな調査の依頼があることがございます。

そういったものは、教育委員会で収受をいたしましたときに、特に学校でないと分からないものなのか、教育委員会でお答えできるものなのか、そういったところも含めまして精査いたしまして、学校のほうにはできるだけそのまま下ろすのではなく、必要なものだけを下ろすようにいたしておるところでございます。

○14番（牛島孝之君）

立場上、要するに指導される側が指導する側になかなか意見は言えないと思います。その実情を指導する側のほうで分かっていたかんと、恐らく現場から、失礼ですけれども、指導課長、あるいは教育長、なかなか意見は言えない、そういう組織だろうと思っておりますので、ぜひ上の段階で、もうこれは必要ないよという判断をできるものならやってください。それは先生のためだろうと思っております。

それと、同じ時間で、これはちょっと昨日は出ておりませんでしたけれども、部活動の地域移行、クラブ活動の部長、それが非常にまた時間を取られると。これについては、実際もう地域に移行された中学校あたりはありますか、いかがですか、クラブ活動。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

完全に地域指導者に指導を委ねているという学校はまだございません。現在、土日の指導を徐々に地域部活動指導者の方に移行していこうという動きを始めているところがございます。

す。

○14番（牛島孝之君）

本来、日曜日ですけど、昨日ちょっと出ていませんでしたけれども、最初のが部活動の地域移行、次が部活動の同じ地域移行ですけども、ちょっと内容が違いますけれども、最初のほうは、授業との両立、葛藤する教員、広がる顧問拒否、専門組合も、部活は長時間労働の温床と。その次に、押し付け合う週末の担当、苦悩の顧問、同僚不信に、将来の廃部、保護者反発、こういうことを今、西日本新聞が特集しているわけですよ。これが現実だろうと思います。やはりできるものなら、そういうのを地域の皆さんの意見を聞きながら、できるものは速やかにしていくと。

ただし、今でもそうでしょうけれども、中体連あたりの監督は、あくまでも教師しかいかんようになっているでしょう。それについてはいかがですか。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

部活動指導員につきましては、八女市でも延べ14名承認をしております、指導に当たっていただいているところでございます。

部活動指導員におきましては、学校の職員という扱いになりますので、中体連、それから練習試合等々、校外での練習や試合に引率することが可能ですし、部活動指導員ですと顧問を務めることも可能となっております。

○14番（牛島孝之君）

以前はたしか監督はあくまでも学校の先生という時代があったろうと思います。今から二十二、三年前か、そのときにうちの子どもは南中に行きましたので、部活動を社会体育の延長として、少年野球の監督が教えてもいいということではいきましたところ、そのときの先生の答えが、部活を乗っ取られるという言葉を使ったわけですよ。北九州とか福岡ではそれをやっていますと。部活が乗っ取られると。そういう考えはおかしいでしょうもんと。あなたが忙しくて見られんから、ちゃらんぽらん練習しかしよらんと。来たときだけは一応していますけど。今は監督とかそういうのもできるということであれば、ぜひ募っていただいて、校長、今の顧問の先生と話し合いをしていただいて、ぜひ地域の力も借りると。これこそがやっぱり家庭、地域、学校でその子どもを見守るということの実践例になると思うんですよ。ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

次に、農業・林業の活性化について。

肥料、飼料、資材の高騰対策についての八女市の考えはということで、資料を頂いております。

支援の内容、国と県の支援により前年度からの増加分の85%を支援しますと。これは昨年

と一緒にですかね。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

まず、肥料の資料のほうを出しておりますけど、国、県で85%、それに市のほうが15%を上乗せするというので、この事業については、現時点では令和4年度のみ事業となっております。

あわせて、飼料のほう、餌のほうにつきましては、高騰分に対して2分の1を県が出すような事業になっております。残りの2分の1に対して市が補助をする。ただし、市の上限金額は1,000千円までと。こちらについては、県が令和5年度も継続するというので発表がっております。

以上となります。

○14番（牛島孝之君）

飼料はいいですけども、肥料、これについては令和4年度のみですか、令和5年度もなりそうですか。まだそういう情報は入ってきませんか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

肥料につきましては、例えば2023年4月の価格が今年の価格、2022年の4月の価格に対しまして現時点で約155%まで上がっております。

ただし、肥料原料、輸入の原料につきましては、今年の5月がピークで下がっております。各メーカーとも秋肥につきましては値下げを行うということで国のほうとしてもまず動きをそれを鑑みて判断するものと認識しております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

飼料といえば酪農、養豚とかいろいろありますけれども、やっぱり一番は農家の肥料、これが一番だろうと思うんですよ。

令和5年度がないということで、上がり方によりましようけれども、高価格でもうそのまま行くと。もうやめようかという方が出てくる可能性があるわけですよ。やめてもらったら、高齢であれば恐らく次はもうしないと。やっぱりそこら辺をどうかしてしていただかなければいけないので、八女市独自では少しでも補助を考えられませんか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

肥料を含めました物価高騰につきましては、基本的には国、県の事業を活用し、その上に市のほうの上乗せをやっていきたいと考えております。

以上となります。

○14番（牛島孝之君）

令和4年度しかありませんのでということであれば、単独で八女市だけでもしませんかということ聞いておりますけど、それについてはどうですか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

肥料につきましては、先ほど言いましたとおり、肥料価格は1年前に比べて155%まで上がっております。しかし、令和4年の5月をピークに輸入原料のほう下がって、今年の秋肥から値下げということで見込んでおりますので、その辺、動向を見ましたところで最終的にまた検討をしていきたいと思っております。

以上となります。

○14番（牛島孝之君）

なかなか農家の方が昨年度は補助があったけれども、今年度はない。価格においても、去年が高止まりでそれよりも下がっていると。なかなかこういうことは分らんわけですよ。だから、八女単独でも農家が残るようにこうやっているよということを見せないと、本当にこげん肥やしの高かならもうやめるばいと、そうなるわけですよ。こういうことについては、副市長、考えはいかがですか。

○副市長（松尾一秋君）

議員のおっしゃることはよく分かりますけれども、課長答弁しましたように、国、県の動向を見極めた上で対策を取っていかうというのが現時点での方針でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

御理解がいかないから聞いておるわけですよ。

国、県がするから、それに上乘せして八女市もするんじゃないかと、八女市単独でできませんかということですよ。やってみませんかということですよ。よその市町村がやっていないから、あるいは、国、県がやっていないからじゃなくて、八女市はこういうふうには農業者を育成、あるいは、続けてもらうためにこういうことをしてみたい、するよということを実は言っただけなんですけれども、それについて市長、いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、非常に農業情勢、生産者の御苦勞多い状況でございます。

ただ、私どもは、やはり国、県の考え方も基本においてやっていかなければなりませんし、財政状況も考慮しながら考えていかなきゃならないということございまして、特別に八女市だけがこの補助をするということについては、いろんな問題がございますので、十分その

辺りも配慮しながら考えていかなければならない課題だろうと思いますが、現時点では自分で補助をするということについては、まだ考えておりません。

○14番（牛島孝之君）

次に、農業従事者の減少。

資料を頂いております。

農業後継者のいない農家数。調査対象者3,950名、回答者2,852名、回収率72.2%。この中で、農業後継者はいますか、いませんという答えが1,184人、51%。その次に一番大事なのは、第三者継承、する、231名、しない、953名。やはりこの953名の方の意思確認、これが本当に必要だろうと思うんですよ。同僚議員もよく聞かれますけれども、以前はミカンというのは海べたのほうがよかったと。今は何でも温度が上がっているから、八女が一番適地になっているんじゃないかと。そのときに、八女はいろいろな農産物もできます。果樹もブドウ、梨、キウイ、あるいはミカン。要するに、この953名の中の持つてある圃場、あと何年ぐらいこれができるのかと。現実にもつたいないわけですよ。この意向調査をJAとともに行政としてまだやっていないわけでしょう。意向調査をされますか、されませんか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

議員が今おっしゃったとおり、後継者がいないと。その中で、第三者継承をしませんよという方が953名。この方たちについては、今、普及センター、JA、八女市、筑後市、広川町で構成しております八女地域農業振興推進協議会、こちらにおいて、まずは新規就農者の比率が多いイチゴ、トマト、ナス、これに合わせまして、施設費が高い電照菊、こちらの4部会について、さらに深く調査をしようということで決めております。調査項目等においては、今の第三者継承を含めまして、まず、第三者継承について御理解があるのか、ないのかまで含めたところでちょっと深く調査をいたすように方針を決めておるところでございます。

以上となります。

○14番（牛島孝之君）

やっぱりこの第三者継承、今、言われた品目、露地もあるかもしれませんが、ほぼハウスですよ。私が言っているのは果樹です。まだ立派な圃場だと。だけれども、あともう四、五年もしきらんぞと。もう後継者もおらんと。やっぱりそういう方の意向調査、JAとともにですね。そして、それをやはりやってみたいという人は日本全国探せばおるはずですよ。八女地域だけ探せばいないかもしれんけれども、日本全国探せば現実に、今はどうか知りませんが、たしかかんきつ農家の方が白木には入っておられたでしょう。やっぱりそういう方を募集をかけるのは、地域だけじゃなくともう全国ですよ。本当にその収入があっても、うちの息子にはさせんとか、娘は農家には嫁入らせんとか、以前はそうだったんですよ。

ね。やり方によっては上がるはずですよ。それをきちっと指導して、やはり全国から来てもらうと。

以前も聞きましたけど、八女市には終戦前に遷都計画があったわけですよ。ということは、特にあの頃の軍部が調べて気候も温暖である、災害もそんなない、ほとんどの農作物がとれる、八女はいいところなんです。やはりそれを本当に募集をかけて、空き家バンクではありませんけれども、そういう圃場バンク、農地バンク、こういうのがありますよ、やってみませんか、これを誰がするのかというと、やはり行政とJAですよ。積極的にそこはやってほしいと思います。そこら辺はいかがですか、部長。

○建設経済部長（若杉信嘉君）

議員おっしゃるように、そういった例えば先ほど協議会でやっていく部分と、また中山間地域の農業の部分で大変大事なことだと思っていますので、今後、JAとも十分協議しながら、そこら辺りの取組とか調査とかは、また充実をしていくようにちょっと協議をしていきたいと思っています。

○14番（牛島孝之君）

ちょっと市長にこれを見ていただきたいんですけど、（現物を示す）今、市長に見てもらっておりますのが、次に聞きます早生桐、これの炭と竹炭、これを——見た目は豆炭ですけれども、豆炭は石炭からのあれですけれども、そういうのを研究してあるところがあるそうです。これが採算で合えば、コークスの代わりに使いたいと、そういうふうになら、やっておられる事業所があります。

特に竹林、立花は日本全国で1番のような面積、そして荒廃竹林、やはりこれをどうにかすることによって、本当に八女市が、今はもうタケノコ山どん持とったっちゃとか、杉山持とったっちゃとか言われますけれども、あれを資産に変えれば、八女ほど立派なところはないわけですよ。早生桐の補助については、ちょっと今のところできないということですが、最後のほうの答えに、荒廃農地の解消や防止、あるいは、省力作物の導入等を目的として苗代の経費に補助金を活用することができますと。これはどのくらいの活用ができるわけですか。もう数値的には出ているわけですか、いかがですか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

まず、国の事業が1つありまして、そちらのほうについては様々な条件がありますが、一番条件的には厳しいと、なかなか進めるのに時間を要すると思うのが、複数の集落において話合いを持って、この農地は農産物生産を行います、この農地は省力化学品目、粗放的な農業を推進しますという中で、粗放的農業を進めるところに当たっては、国のほうから反当10千円ということの補助があるということになっております。

また、八女市としては、荒廃農地対策、荒廃農地の抑制防止対策といたしまして、現在、荒廃農地であったり、今後、荒廃農地になるのではないかとこのころの農地につきまして、同様に反当10千円の補助を出す予定でございます。

以上となります。

○14番（牛島孝之君）

そこら辺のありますけれどもじゃなくて、そこら辺の説明をきちっと、今、言われた集落単位とか、果たして集落単位で現実問題としてできるのかということです。何名の方がおられればいいのか。1人ではだめだ、複数の方だとか、あるいは、集落は何をもって集落ですか。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

もっとも中山間地域において、農業者を中心としたコミュニティで盛んであるのが中山間地域等直接支払制度の集落協定ではないかと認識しております。

隣接する集落協定が連携して、そういったものを話し合って、今後残す農地、粗放的になっていく農地、色分けして事業に取り組むような事業となります。

以上となります。

○14番（牛島孝之君）

それでは、一応、これはちょっとネットで調べました。成田エアポート、早生桐の実証事業をスタートしますと書いてございます。

これによりますと、2021年3月に成蹊大学が資源・素材学会で発表した数値によると、1本当たり、1年当たりのCO₂吸収量は42.5キログラムですと成蹊大学が発表しているそうです。要するに、カーボンニュートラル、あるいは、カーボンクレジット、言葉はカーボンニュートラル、カーボンクレジットとあります。そのカーボンクレジットが実際、何ををもってどういうふうクレジット、東証一部に上場していますけれども、要するに何をしてCO₂を実際、排出している大きな企業があるわけですね。ところが、それが簡単にゼロにはならない。だから、こっちではCO₂を排出する代わりに吸収する、そことクレジットするわけですよ。それに対して、八女市はどこら辺まで検討なされていますか、検討なされていませんか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

林業振興課内の要するに林業におきましてのカーボンクレジットについての御説明でよろしいでしょうか。

現在、林業振興課のほうでは、まだカーボンクレジットについての具体的な協議は行われ

ておりませんが、ただいま地域森林整備計画、要は林業の経営管理計画にのっとりまして、森林の解析業務を行っている最中でございます。これは、森林簿等で机上で材積量とか、そういったものが記載されておりますけれども、実際、現場ではどれくらいの資源があるのかという調査を行っておる最中でございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

とにかく八女というのは山林、特に東部のほうは山林、竹林、あるいは、立花においては竹林ですけども、これを迷惑なものじゃなくて、本当に資産というふうに考えれば、八女市は必ずよくなるはずですよ。国も必ずそうならざるを得ないと思います。いつまでも外国から木材が入ってくる、そういう時代はどこかで止まるはずですよ。何年先、何十年先は分かりませんが、そのためには、あの山を維持していただかなければいけない。それについては行政も森林組合、あるいは、いろんな方たちと一緒に林業のことを本当に考えないと、よく市長が言われます。八女の基幹産業は農業と林業であると。農業は、旧八女市においては、施設園芸とかいろいろありますけれども、やっぱり東部は本当にあの山、これをどうするかによって、本当にいい八女市、絶対なり得るはずですよ。それには行政の方にも汗をかいて、知恵を出していただかなければなりませんけれども、それについて松崎副市長いかがですか、お考えは。要するに汗をかくことに対して。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますように、八女市内には資産、山林を含め、農地を含め、様々な資産がたくさんあると思います。特産品も多うございます。そういったやつを活性化しながら、地域が潤っていくようにというのは、もう当然のことだと思っております。私たち行政もそういったところにアンテナを張って、見て、聞いて、活用できるようにしっかり努めていきたいと考えております。

○14番（牛島孝之君）

やっぱり農業問題については、行政と農協、あるいは、林業については森林組合、行政と、そして県まで巻き込んで、本当にチーム八女として、本当にこの八女の地、東部まで含めてよくなるように、行政の方にはぜひ頑張っていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

次に、用途地域の変更及び企業誘致についてですけども、用途地域ということで資料を頂いております。ちょっと小さくて見えませんが、この中にちょっとあれですけども、告示年月日、ちょっとここをまず聞きたいんですけども、八女地区の中で用途地域、当初、昭和44年5月30日、ところが最終が昭和19年11月22日、ちょっとこれは疑問ですので

お聞きします。

建築基準法22条区域、最終昭和8年2月1日となっておりますが、間違いありませんか、いかがでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをします。

用途の変更ですけれども、大体は昭和44年で間違いございませんけれども、最終は平成19年11月です。資料が小さくて見えにくくて申し訳ございません。

○14番（牛島孝之君）

失礼ですけど、平成と書いてありますか、これ。拡大してみたら昭和19年になっとったけん聞きよっとぼってん。平成だろうと思ったけれども、拡大してみたら昭和になっとったから。建築基準法の22条区域も最終が昭和8年となっておりますが、昭和でいいんだろうかと思っけて聞いておりますが。拡大はしました。一応、昭和ということは確認しましたけれども。

○建設課長（轟 研作君）

資料のほうをちょっと現像を確認しますけれども、平成でございます。

○14番（牛島孝之君）

もし平成であれば、私は拡大してみましたら昭和に見えたので、昭和と書いておりますけれども、間違いであったらあれですけれども、一応、拡大して確認はしました。そしたら昭和になっておりましたので、一応、聞いたんですけれども、昭和になっとらんですかね、平成ですかね。

これが恐らく、たしかこれはホームページで見られるはずですよ。この単純だけれども、この間違いはちょっと早速訂正しておきたいと思います。

それと、次に、廃校予定、忠見、川崎小学校、同僚議員も聞かれました。宿泊施設にはどうなのかと。これは何年何月で廃校ですか、まずお聞きします。

○教育指導課長（轟 拓也君）

お答えいたします。

令和7年3月31日で閉校の予定でございます。

○14番（牛島孝之君）

以前、笠原小学校、木屋小学校、大淵小学校が廃校になるときに、その当時の教育課長にお聞きしました。

いつ廃校になるのかは決まっているんだから、前の年の夏休みぐらいにホームページに出して、プロポーザルで自分のところはこういうふうにご利用したいということをしたらどうかと聞きましてけれども、その当時の課長の答えは非常に刺激的というか、やっとかつと合併することに対して廃校に了解いただいたんですよと、そう言われました。

ところが、その後、笠原小学校におきましても取り壊されました。今から先、その川崎小学校、あるいは忠見小学校がどのように利用されるか分かりませんが、壊すのか、壊さないのかは別にして、やっぱり地元の方たちがどう利用したいのか、その意見を、もういつというのは決まっているんですから、だからそれを意見を聞く機会、そういうのをぜひ持っていただきたいと思っておりますけれども、それについては教育長、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをさせていただきます。

学校の統廃合、ここを考えるのは教育委員会の仕事ですが、学校の跡地利用、跡利用、これについては、市全体で考えていくべきことであって、うちがどうこう先行してすべきことじゃないと認識をしております。

○14番（牛島孝之君）

それでは、同じ質問を市長にいたします。

廃校予定、令和7年3月31日、忠見小学校、川崎小学校が廃校になります。早め早めに募集をかけて、どのようにその方が利用したいのか、プロポーザルとかそういうことをして、地元の方も含めてそういうことを検討は早めになされませんか、いかがですか。

○市長（三田村統之君）

当然、検討しなければならない課題だと思いますし、もう既に検討に入っておりますので、今、議員おっしゃるように、まず地元で活用ができるのか、活用する必要があるのか、それがまず第一の課題でございます。必要がなければ、いろんな角度から民間企業も含めていろんな角度から検討していかなきゃならないと思っております。

○14番（牛島孝之君）

関連質問としてお聞きします。

来年の6月より新庁舎が動き始めます。当然、今の立花庁舎の2階、3階、当然空くだらうと思います。これについて、地元との話合いとか、そういう場を持つ予定はありますか、まずありませんか、どちらですか。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

現在、議会機能として運営しています立花庁舎の2階、3階部分の件ですけど、新庁舎移転後の利活用の考え方につきましては、私ども公共施設の適正配置等を行っている担当課としましては、まず、市の公共施設等総合管理計画に基づいて、施設の集約化とか複合化がまずできないかどうか、行政機能として使うべきかどうか、まずその辺を見定めたいと思っております。

先ほどから議員おっしゃるとおり、地元の方々の意向というか、御意見等もあるかと思えますので、その辺といろいろ協議をしながら慎重に考えていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○14番（牛島孝之君）

とにかく時間は急ぎます。恐らくあと1年です。早め早めにしていかないと、いざとなったときに今から話し合うんじゃないかと、それまでにある程度の結論を出すという方向で行ってもらいたいと思いますが、市長、それについてはいかがですか。

○市長（三田村統之君）

既に公式ではありませんが、具体的に検討を始めております。できるだけ今、財政課長が申し上げたように、公共施設で利用できる面もありますから、いろんな角度で検討して、できるだけ早く結論を出したいと思っています。

○14番（牛島孝之君）

次に、前古賀工業団地に続く第2、第3の工業団地。

市長も所信表明の中で、第2、第3工業団地という言葉が言われましたのでお聞きしますが、商工会議所の令和5年度の事業計画、この中に、商工会議所の中でも地域活性化対策、新工業団地開発のための阻害要因解除や市街化区域内の用途地域見直しのための要望活動、その次に、産業交流センター事業という中で、地域開発調査事業、新工業団地開発や市街化区域内の用途地域見直しのための調査研究というのが来年の商工会議所の事業として上がっております。

あるところに、八女市の中に準工業地域がありました。ありましたけれども、今現在、太陽光が2万9,000平米ほどできました。当然、この場所については、副市長御存じだろうと思いますけど、いかがですか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

議員御指摘の場所については存じ上げております。

○14番（牛島孝之君）

やっぱり八女市の中で唯一の準工業地域だったわけですね。そこで、農業委員会にある業者さんが来て太陽光を計画していると。ところが、何も農業委員会からは言われませんでしたよ。私はその業者とはっきり話をしました。

その後、地元区長さんが農業委員会に行かれたら、守秘義務ですと。確かに守秘義務は大事なことですよ。だけれども、本当に八女市に準工業地域があるんだということであれば、ここをどう利用するのか。本当は八女市の長期計画の中に入っていなければいけなかっただろうし、それをトップと窓口職員が情報の共有をしとれば、その時点で、いや、これは八女

市でこういういろいろ計画をしていますから無理ですよということが言えたんじゃないかと思うんですよ。後であれですけども。やはり今後、そういうことのないように、やっぱりトップの考えと窓口職員の考えが同じ認識を持ってしていただかないと、せっかくの準工業地域が太陽光で20年は動きません。そういうふうになっております。

今後、そういうことのないように、ぜひお願いしたいんですが、副市長いかがでしょうか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えいたします。

議員御指摘の部分については、私どももしっかり土地利用計画等を、先ほど市長答弁でありましたように、そういう計画に移って、具体化に向けてしっかり努めているところでございますので、引き続きそれに邁進していきたいと思っております。

○議長（橋本正敏君）

牛島議員、時間がございませんので、まとめをお願いします。

○14番（牛島孝之君）

松尾副市長、いかがですか、その件について。

○副市長（松尾一秋君）

御指摘の件については、私にとっても痛恨の出来事ございました。しっかり肝に銘じております。情報収集についても全て上に上げてくるように指示をしておりますので、極力こういう目に二度と遭わないようにしてまいりたいと思っております。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

今、行政というのは、何でもかんでも守秘義務ということで守られすぎじゃないかと思えます。やっぱりトップと窓口職員が同じ意識を持って、本当に八女市をよくするためにはどうすればいいんだと。職員は多少やり過ぎてもいいんですよ、トップが責任持ちますから、ですもんね、市長。

やっぱりそういう行政でなからんと、顔色ばかり伺うじゃなくて、やってみよう、失敗は恐れるな、八女市民のために、この八女市のためになるんだということで、ぜひ行政の皆さんには頑張っていただきたいと思えます。建設課長、何か。

○建設課長（轟 研作君）

先ほど御指摘いただきました件ですけども、資料が間違っておりました。御指摘ありがとうございました。

○14番（牛島孝之君）

これはホームページでたしかプリントアウトできるはずですので、早急に、会社も大きな会社みたいですので、ぜひ訂正をお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（橋本正敏君）

14番牛島孝之議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 2 時44分 延会